

第二期

穴水町子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月

石川県 穴水町

はじめに

本町では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支える体制づくりや若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを政策課題と捉え、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で、総合的な支援に取り組んでまいりました。しかしながら、少子化や核家族化の進展や地域社会のつながりの低下、また女性の社会進出など様々な要因が絡み合い、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく様変わりし、抱えている課題は多様化しています。



こうした状況を踏まえ、社会や制度の変化に危機感を持って対応するため、「穴水町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の充実に取り組んでまいりましたが、今年度で計画期間の5年が終了するため、新たに「第二期穴水町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長は、子育て家庭の幸せにつながることはもとより、社会全体に元気と活力をもたらします。子どもたちが心豊かな自立した大人へと成長するため、家庭・地域・学校・事業者・行政など、社会全体で子育て家庭に寄り添い、子ども主体の視点を基本に子育て家庭を支えていくことが重要となります。本計画に基づき、基本理念である「とうちゃん・かあちゃん・じいちゃん・ばあちゃん 皆で育てる 穴水大好きっ子」の実現に向け、子ども・子育て支援のさらなる充実に努めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、「穴水町子育て支援会議」の委員の皆さまをはじめ、町民、関係団体など関係するすべての皆様に、深く感謝を申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

穴水町長 石川 宣雄

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画の策定体制と町民意見の反映.....	5
6 県や近隣市町との連携.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 本町における人口動態等の現状.....	9
（1）人口動態.....	9
（2）家族の状況.....	13
2 子育て支援事業の現状.....	17
3 ニーズ調査結果からみた現状.....	20
（1）調査概要.....	20
（2）お子さんご家族の状況について.....	21
（3）定期的な教育・保育事業の利用状況について.....	24
（4）一時預かり等の短時間サービスについて.....	26
（5）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について.....	28
（6）充実してほしい子育て支援施策について.....	30
4 第一期計画における施策の進捗評価.....	32
5 本町における課題の整理.....	33
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 4つの基本的視点.....	37
2 基本理念.....	38
3 計画の基本目標.....	39
4 施策の体系図.....	42

第4章 施策の展開	45
基本目標1 全ての子どものための教育・保育環境の整備.....	46
基本目標2 地域における子育て支援	47
基本目標3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	48
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	50
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備.....	52
基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進等	53
基本目標7 子ども等の安全の確保	54
基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	55
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	59
1 教育・保育事業等の提供区域.....	59
2 ニーズ量推計の手順	60
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況.....	61
(1) 教育施設(幼稚園・認定こども園)	61
(2) 保育施設(認可保育所・認定こども園)	62
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況.....	63
(1) 利用者支援事業	63
(2) 時間外保育事業(延長保育事業)	63
(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	64
(4) 子育て短期支援事業.....	65
(5) 地域子育て支援拠点事業.....	65
(6) 一時預かり事業	66
(7) 病児保育事業	67
(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	67
(9) 妊婦健康診査事業.....	68
(10) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)	68
(11) 養育支援訪問事業.....	69
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	69
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	69

第6章 計画の推進・評価体制	73
1 計画の推進体制	73
2 計画の周知	73
3 計画の評価と進行管理	73
資料編	77
1 穴水町子育て支援会議設置要綱	77
2 穴水町子育て支援会議委員名簿	79
3 計画策定経過	80

..... **第1章**

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行や就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化し、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立の支援など、幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るため、「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

さらに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実等を図るため、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27（2015）年度には「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。穴水町（以下、「本町」という。）では「穴水町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という。）を策定し、様々な取組を行ってきました。

第一期計画が最終年度を迎えるにあたり、次期計画策定に向けた、事業の適正な評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性の確保を図りながら、本町に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。また、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、県、市町、地域社会が一体となって取り組んでいきます。

本町では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子育て支援会議」における議論を通して、本町における教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の保育の受け皿の拡大と保育の質の確保、及び提供体制の充実を盛り込んだ「第二期穴水町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画に則り、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた全ての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。



2 計画の位置づけ

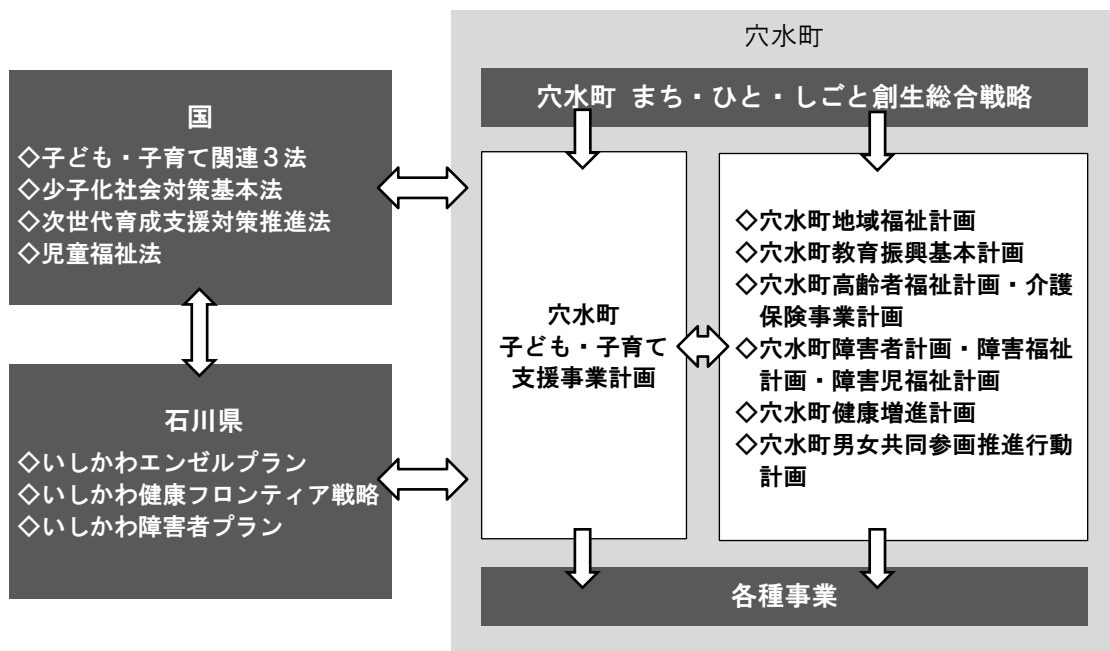
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、平成26（2014）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援地域行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「穴水町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、関連する「穴水町地域福祉計画」「穴水町教育振興基本計画」「穴水町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「穴水町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「穴水町健康増進計画」「穴水町男女共同参画推進行動計画」等との整合性を図るよう努めました。

■ 他計画との連携





4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

■ 計画期間

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
穴水町子ども・子育て支援事業計画									
					第二期穴水町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と町民意見の反映

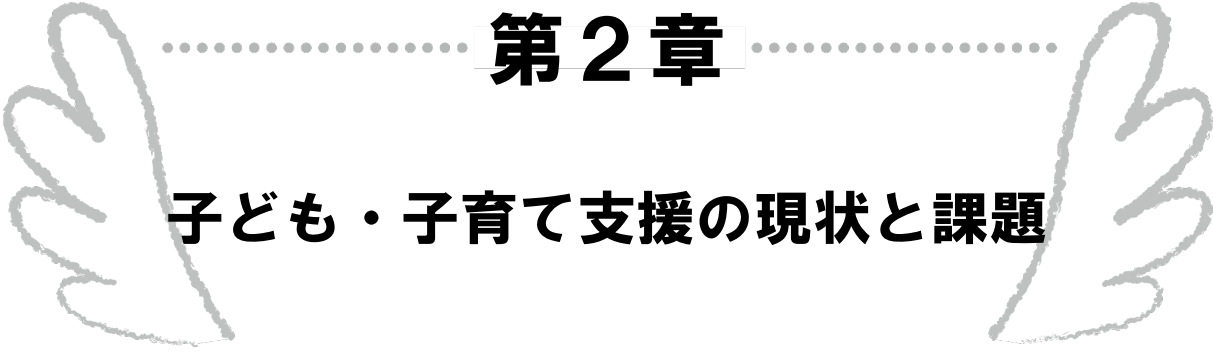
計画策定に向けて、学職経験者や関係団体代表などから構成される「穴水町子育て支援会議」を設置し、子育て支援事業のあり方やニーズ量他、必要な項目について審議を行い計画書に反映しています。

本町の子育て支援等に関わるニーズを把握するため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を平成31（2019）年4月に実施し、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しています。また、町民からの計画に対する意見等を収集し計画書に反映するため、パブリックコメントを実施し、町民意見の反映に努めています。

6 県や近隣市町との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら連携し、町民のニーズへの対応を図りました。また、近隣市町間の連携に関しては、県が必要に応じて広域調整を行うことになっているため、恒常的な情報交換や支援を受けるなど、県の協力のもとで行います。

本町在住の子育て中の保護者が、希望する子育て支援事業やサービスを利用できるよう、既存の地域資源の有効活用をはじめ、地域の実情に応じて市町域を超えたサービスの利用等、近隣市町や教育・保育事業者等との連携と協働に努めます。



..... **第2章**

子ども・子育て支援の現状と課題

.....

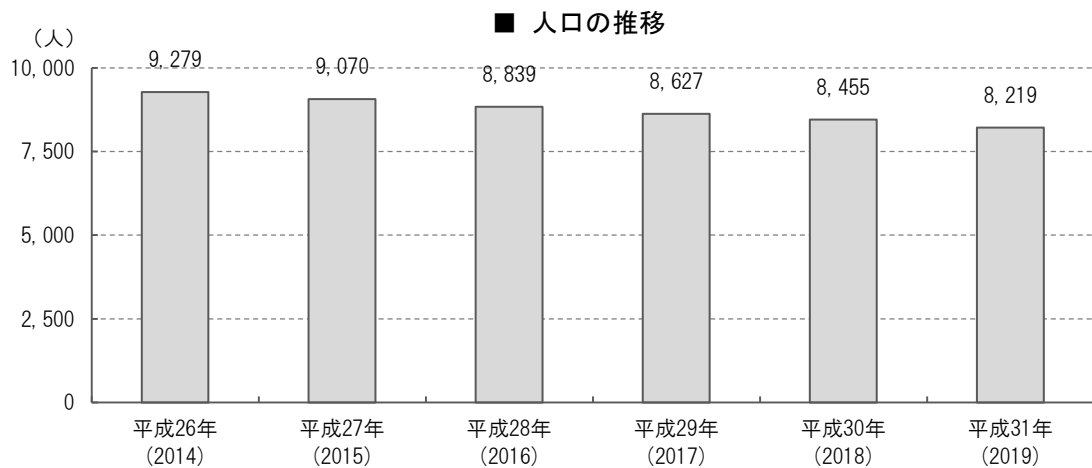


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口動態等の現状

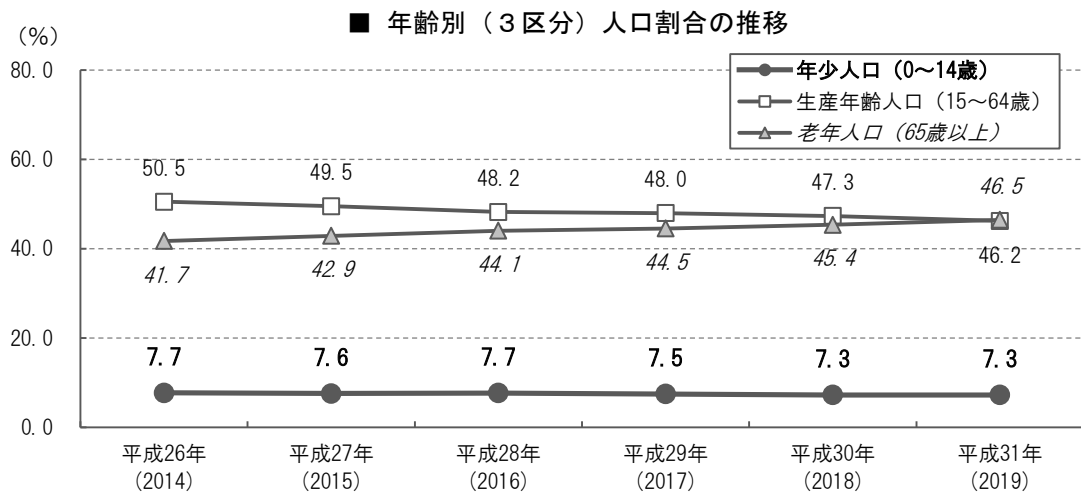
(1) 人口動態

本町の人口は年々減少しており、平成31（2019）年4月1日現在で8,219人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢別（3区分）人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに低下しています。一方、老年人口（65歳以上）は上昇しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）



子ども人口の推移と推計をみると、子ども人口は年々減少しており、平成31（2019）年4月1日現在で436人となっています。令和2（2020）年以降も減少が続くと見込まれており、令和3年には400人を割り込む推計となっています。

■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

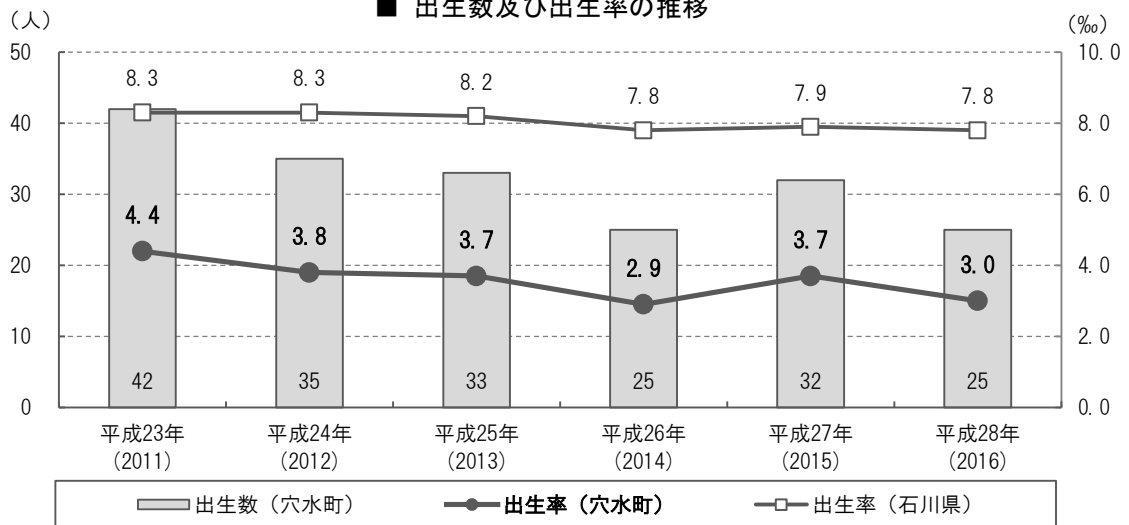
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
就学前児童	0歳	35	32	31	31	29	27	27	25	25
	1歳	27	35	32	34	31	30	28	28	26
	2歳	24	27	36	34	31	30	29	27	27
	3歳	37	25	29	38	34	34	33	32	30
	4歳	41	36	24	30	37	33	33	32	31
	5歳	30	41	37	25	29	37	33	33	32
小学生	6歳	42	30	41	39	24	29	37	33	33
	7歳	44	41	30	42	38	24	29	37	33
	8歳	46	45	40	31	41	38	24	29	37
	9歳	58	47	44	40	31	43	40	26	32
	10歳	60	56	47	45	41	31	43	40	26
	11歳	46	59	56	47	44	41	31	43	40
合計	490	474	447	436	410	397	387	385	372	

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

※推計人口は住民基本台帳からコーホート変化率法により推計（各年4月1日）

出生数及び出生率の推移をみると、出生数は減少傾向で推移しており、出生率は全ての年で県を下回り、平成24（2012）年以降は4ポイント以上低く推移しています。

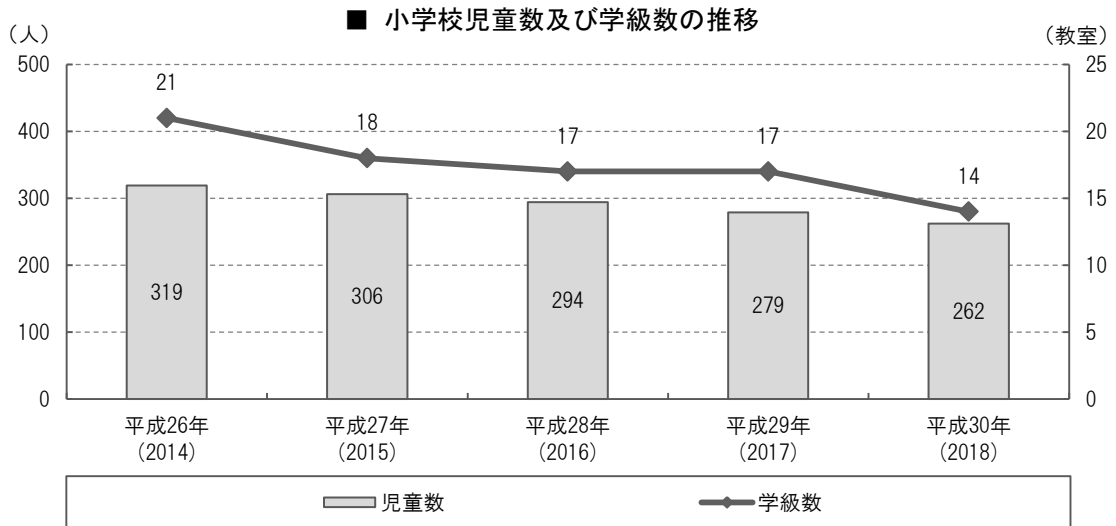
■ 出生数及び出生率の推移



資料：石川県衛生統計年報（人口動態統計）

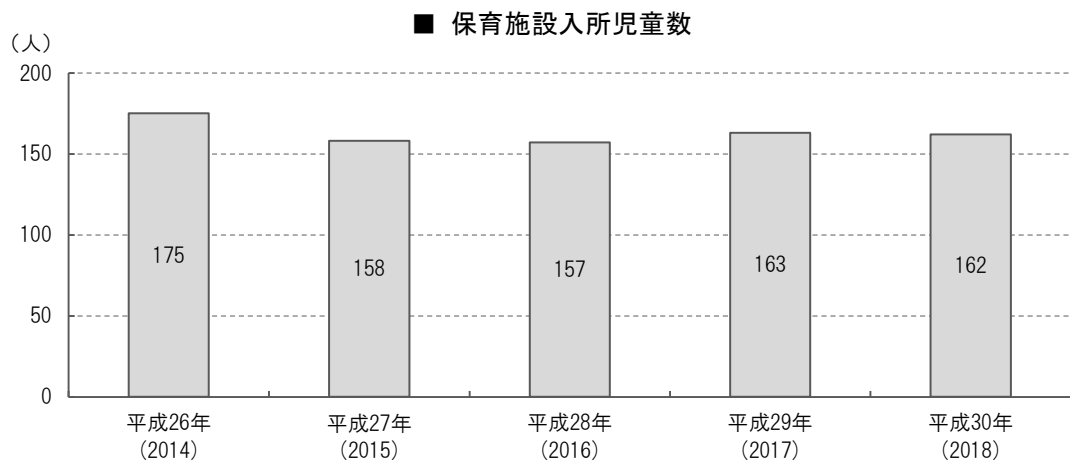


小学校児童数及び学級数の推移をみると、小学校児童数は年々減少しており、平成30（2018）年は262人となっています。また、児童数の減少に伴い、学級数も減少しています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

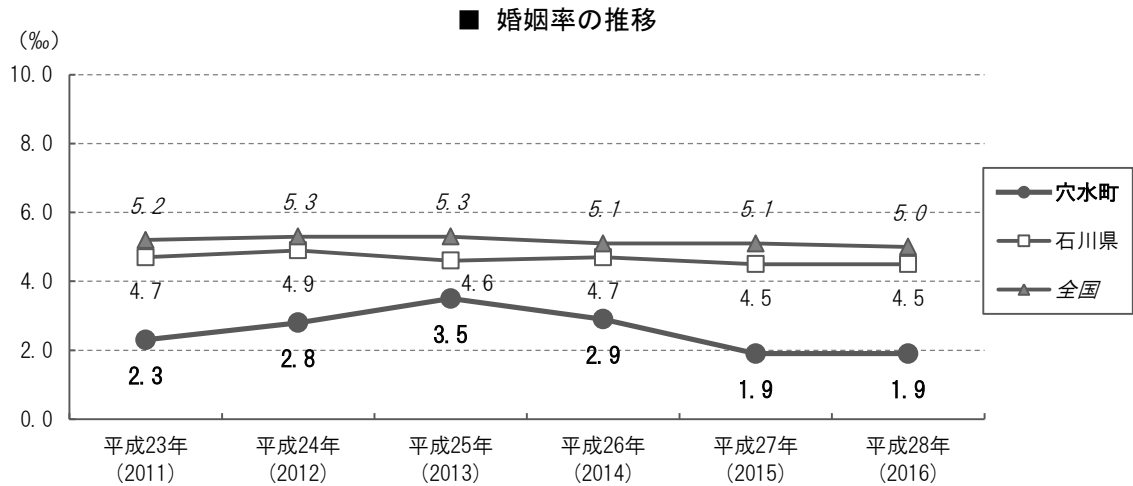
保育施設入所児童数の推移をみると、平成28（2016）年までは減少傾向でしたが、近年は横ばいで推移し、平成30（2018）年は162人となっています。



資料：住民福祉課（各年4月1日）

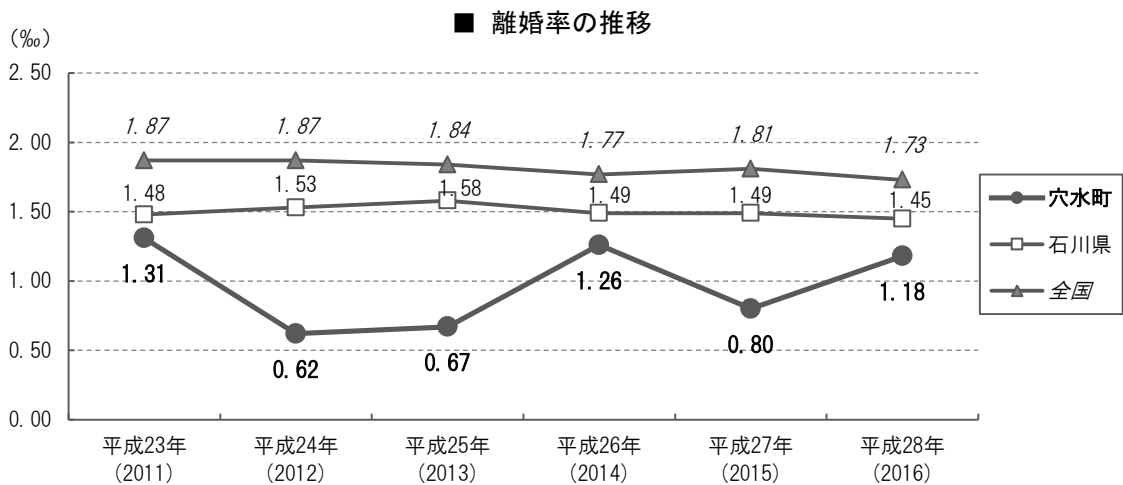


本町の婚姻率の推移をみると、平成23（2011）年から上昇傾向にありましたが、平成25（2013）年の3.5をピークに低下に転じています。また、いずれの年も全国・県を下回って推移しています。



資料：石川県衛生統計年報（人口動態統計）

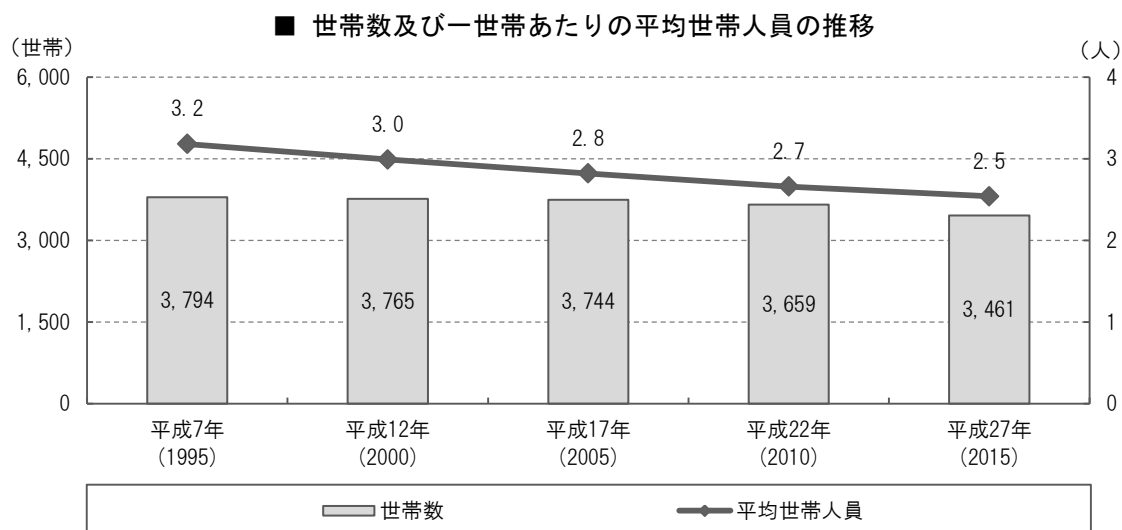
本町の離婚率の推移をみると、割合が小さいため変動が大きくみえますが、いずれの年も全国・県を下回って推移しています。



資料：石川県衛生統計年報（人口動態統計）

(2) 家族の状況

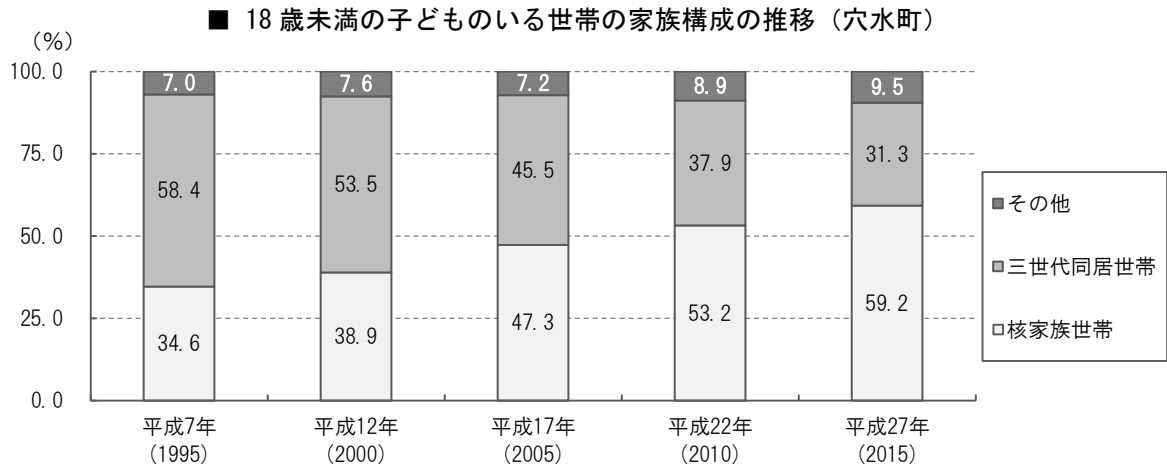
世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移をみると、世帯数は年々減少しており、平成27（2015）年は3,461世帯となっています。また、一世帯あたりの平均世帯人員も年々減少しています。



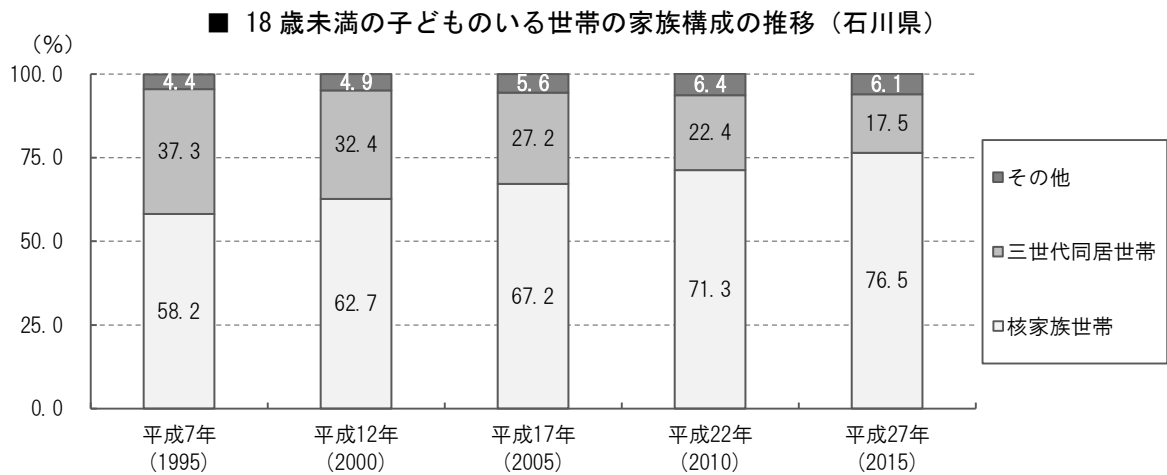
資料：国勢調査（各年10月1日）



18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移をみると、核家族世帯の割合は上昇しており、平成27（2015）年は59.2%となっています。一方、三世帯同居世帯の割合は低下していますが、いずれの年も県より高い数値を示しています。



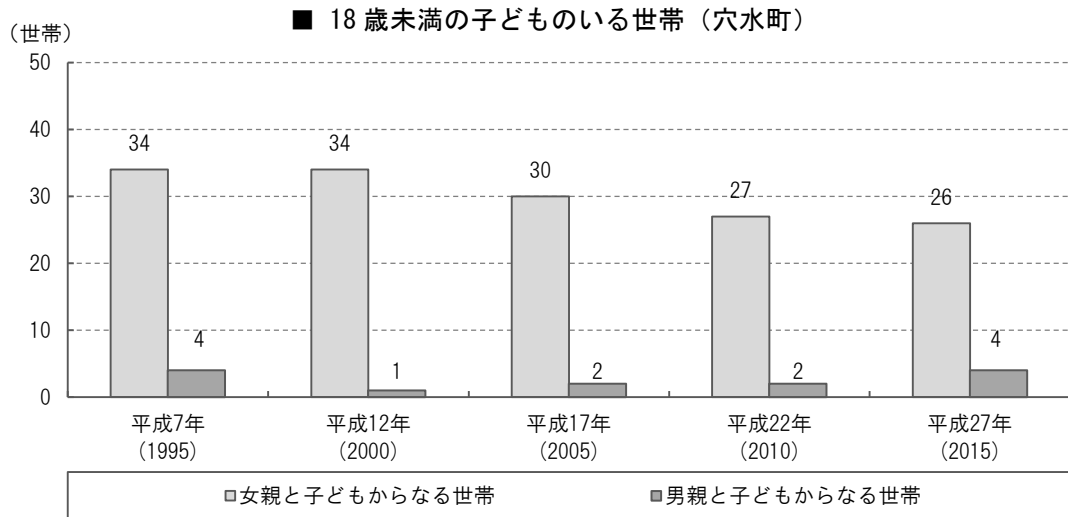
資料：国勢調査（各年 10月1日）



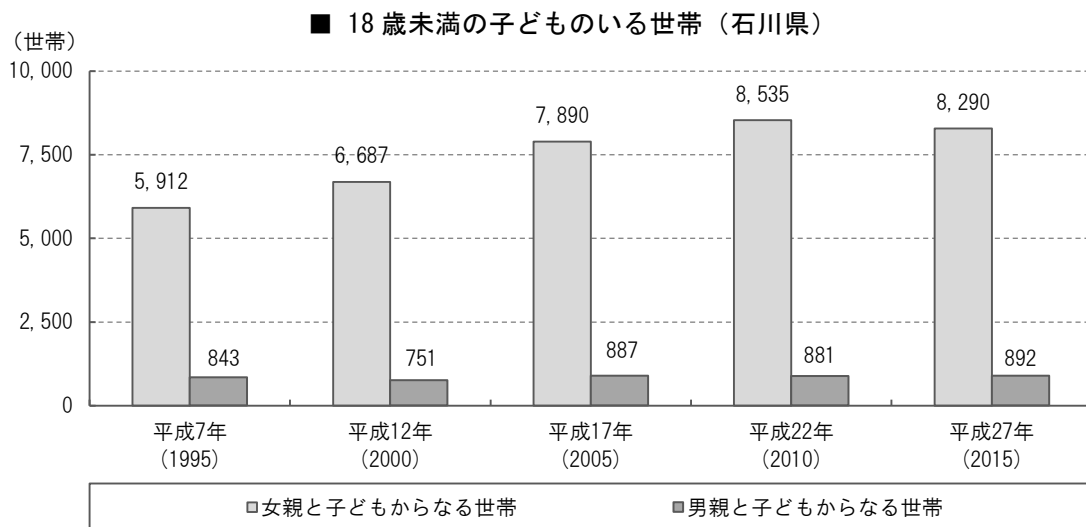
資料：国勢調査（各年 10月1日）



18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯数の推移をみると、本町の女親と子どもからなる世帯（母子世帯）は減少している一方で、県は増加傾向となっています。



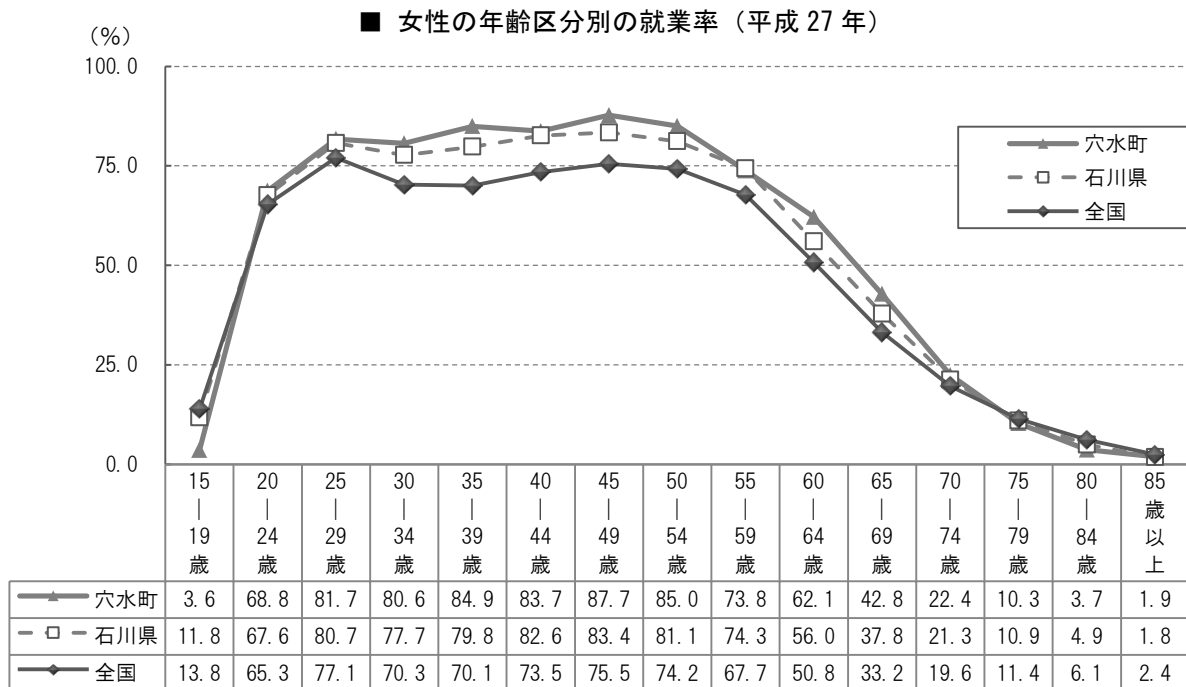
資料：国勢調査（各年10月1日）



資料：国勢調査（各年10月1日）



本町の女性の年齢区分別の就業率をみると、おおむね県、全国を上回っています。また、全国でみられるような子育て世代と考えられる30歳代が低くなる、M字型の曲線はみられません。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）



2 子育て支援事業の現状

町内の子育て支援事業の実施状況は次表のようになっています。

■ 保育施設での事業実施状況（令和元年度）

認定こども園 保育所（園）名	定員 （人）	事業実施状況							定員 充足率 （%）
		0歳児 保育	1歳児 保育	2歳児 保育	障害児 保育	休日 保育	一時 預かり	病後児 保育	
平和こども園	85	●	●	●			●		93.0
平和こども園 かぶと	20	●	●	●			●		55.0
認定こども園 光琳寺保育所	45	●	●	●			●		104.0
神杉保育園	20	●	●	●					110.0

資料：住民福祉課（各年4月1日）

※●は、サービスを実施している保育施設（認定こども園・保育所）

■ 保育サービス等の利用状況

単位：人、人日

保育サービス項目			平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
通常 保育	0歳児	入所児童数	9	4	9	8	11
		待機児童数	0	0	0	0	0
	1歳児～2歳児	入所児童数	56	48	41	53	60
		待機児童数	0	0	0	0	0
	3歳児～5歳児	入所児童数	110	106	107	102	91
		待機児童数	0	0	0	0	0
特別 保育	延長保育事業		1,261	954	1,030	1,388	1,080
	休日保育事業		—	—	—	—	—
	一時預かり事業		44	51	40	30	18
	病後児保育事業		—	—	—	—	7

資料：住民福祉課

※通常保育は、各年度4月1日現在の児童数を記載

※特別保育は、延べ利用人数を記載

■ 保育施設定員の推移

単位：人

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2016)	平成30年 (2017)
公 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	230	250	220	190	180	185	175	175	180
合 計	230	250	220	190	180	185	175	175	180

資料：住民福祉課（各年4月1日）



■ 保育施設入所児童数の推移

単位：人

		平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2016)	平成30年 (2017)
公立	0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1歳	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	2歳	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	3歳	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	4歳	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	5歳	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	合計	1	1	2	1	0	0	2	2	1
私立	0歳	10	8	7	8	9	4	9	8	11
	1歳	32	27	22	28	23	18	18	26	27
	2歳	36	45	33	26	33	30	22	27	33
	3歳	52	39	45	38	29	40	36	24	28
	4歳	57	57	40	44	37	28	41	36	24
	5歳	36	59	56	41	44	38	29	40	38
	合計	223	235	203	185	175	158	155	161	161

資料：住民福祉課（各年4月1日）

※公立は管外委託

■ 子育て支援センターの施設一覧（令和元年度）

名 称	開設年度	場 所
のびのびクラブ	平成8年 (1996)	鳳珠郡穴水町字川島タの2番地（平和こども園内）

■ 子育て支援センターの利用者数の推移

単位：人日

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2016)	平成30年 (2017)
利用者数	460	314	730	440	739	696	628	504	385

資料：住民福祉課



■ 児童館・児童センターの施設一覧（令和元年度）

名 称	開設年度	場 所
穴水町児童館	平成2年 (1990)	鳳珠郡穴水町字大町トの3番地3 穴水町さわやか交流館プルート内

■ 放課後児童クラブのクラブ数と利用者数の推移

単位：クラブ、人

		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
クラブ数		3	3	3	3	3
利用者数	小学1年生	20	20	26	20	29
	小学2年生	30	21	17	20	19
	小学3年生	23	19	16	8	18
	小学4年生	2	4	5	8	5
	小学5年生	6	1	3	6	8
	小学6年生	0	3	0	2	7
	合 計	81	68	67	64	86

資料：住民福祉課（各年4月1日）



3 ニーズ調査結果からみた現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援に係る町民のニーズを把握し、本計画策定の基礎資料とするためのデータ収集を行うことを目的として、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

- ・就学前児童：平成31（2019）年4月1日時点で、町内在住の就学前児童の保護者
- ・小学生：平成31（2019）年4月1日時点で、町内在住の小学生の保護者

③ 調査期間

平成31（2019）年4月25日～令和元（2019）年5月7日

④ 調査期間

- ・就学前児童：利用中の保育・教育施設を通して配布・回収
上記以外は郵送により配布・回収
- ・小学生：学校を通じて配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数（人）	回答数（人）	回収率（％）
就学前児童	96	71	74.0
小学生	176	152	86.4

⑥ 調査結果の表記に関する注意事項

- ・調査結果の％表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、内訳を合計しても100％に合致しない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各設問の割合の合計が100％を超える場合があります。
- ・基数となる実数は、「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。
- ・図表中ではスペースの都合で選択肢名等を一部省略している場合があります。



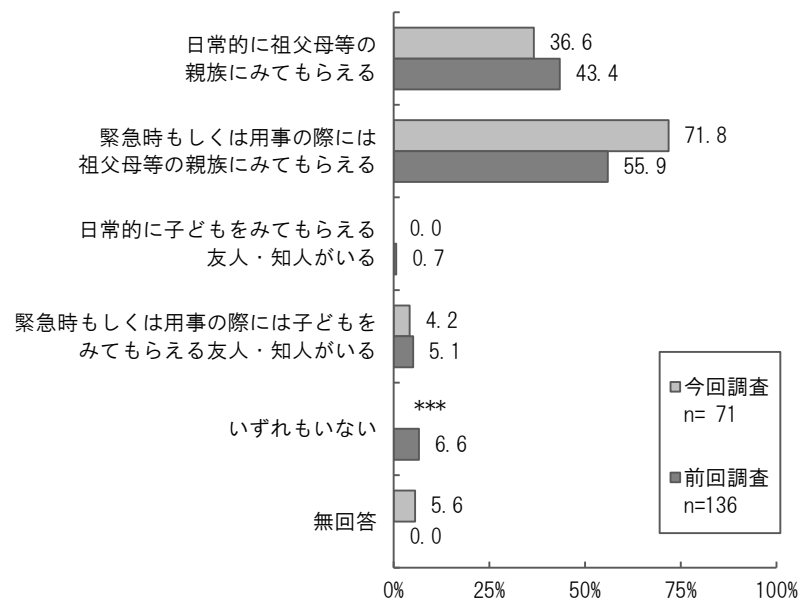
(2) お子さんのご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(71.8%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(36.6%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(4.2%)となっています。

前回調査結果と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が15.9ポイント増加した一方で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が6.8ポイント、「いずれもない」が6.6ポイント減少しています。

■ 子どもをみてもらえる親族・知人【就学前児童】

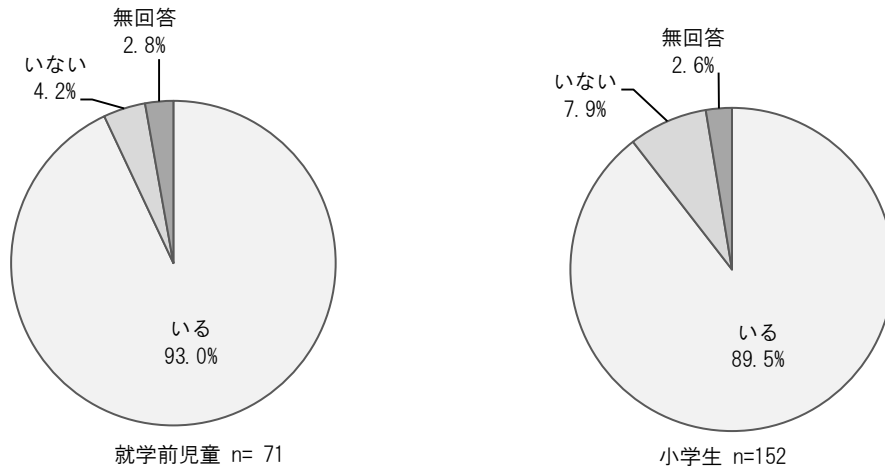




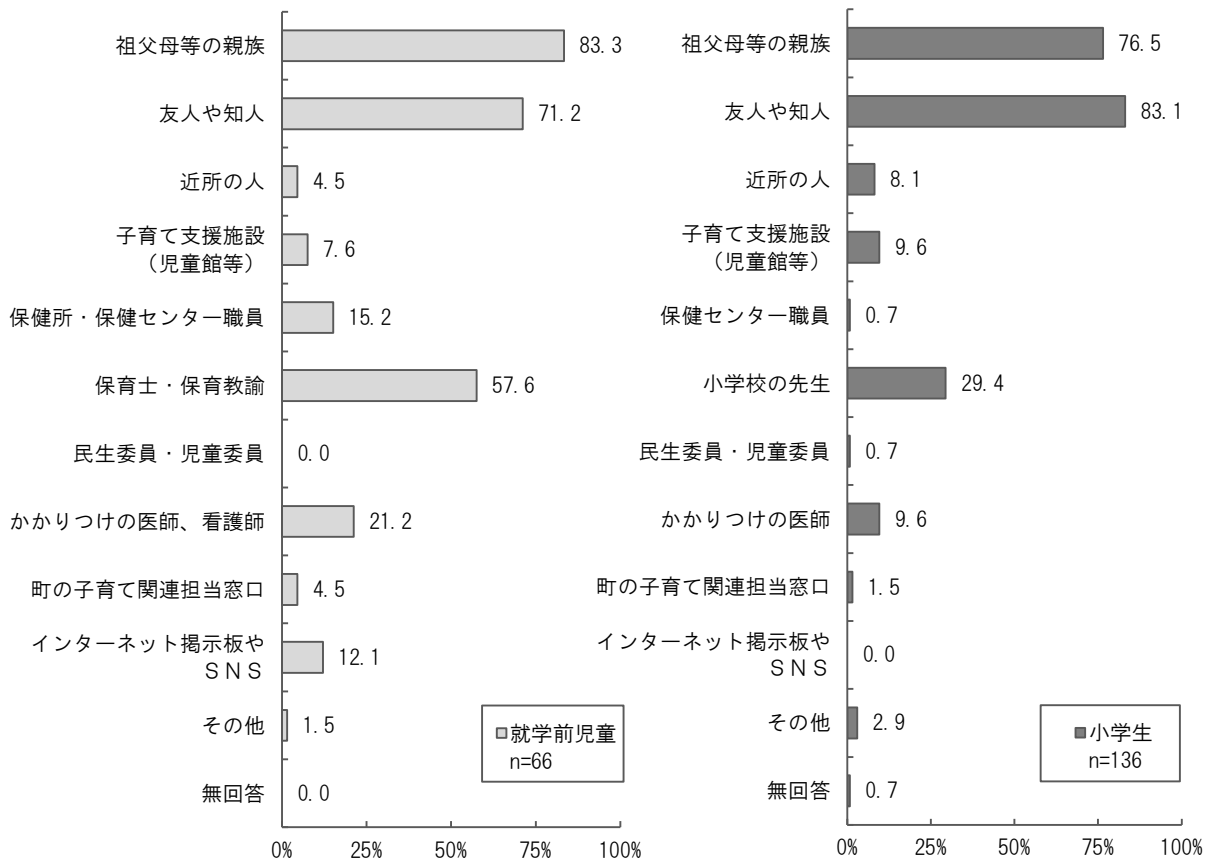
② 子育てに関する相談者の状況

就学前児童・小学生いずれも子育てに関する相談者が「いる」割合が最も高くなっています。また、気軽に相談できる相手（場所）は、「祖父母等の親族」「友人や知人」が上位となっています。

■ 気軽に相談できる人の有無



■ 気軽に相談できる相手（場所）





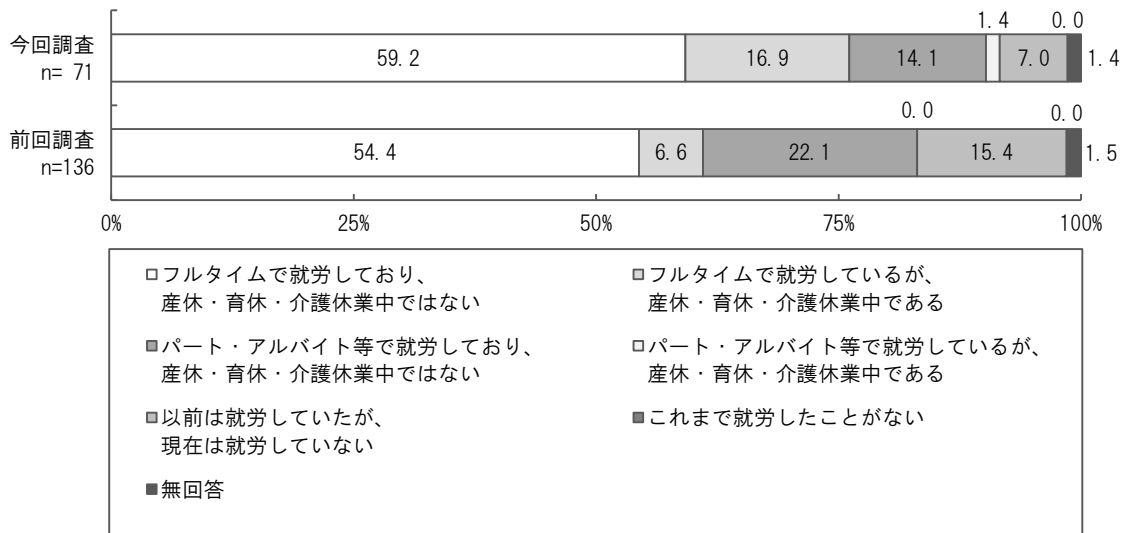
③ 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」(59.2%)が最も高くなっています。

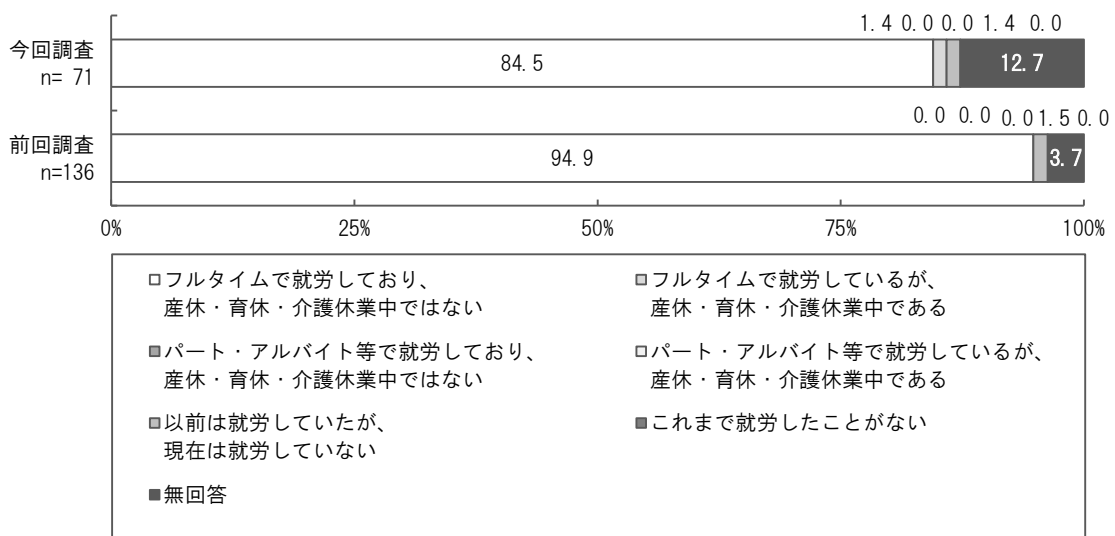
前回調査結果と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が10.3ポイント、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4.8ポイント増加した一方で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が8.4ポイント、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が8.0ポイント減少しています。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」(84.5%)が大半を占めています。

■ 母親の就労状況【就学前児童】



■ 父親の就労状況【就学前児童】





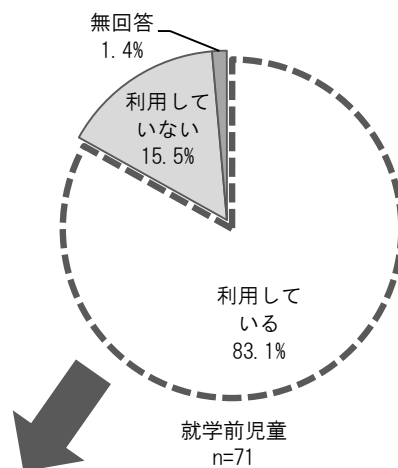
(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 定期的にご利用している教育・保育事業

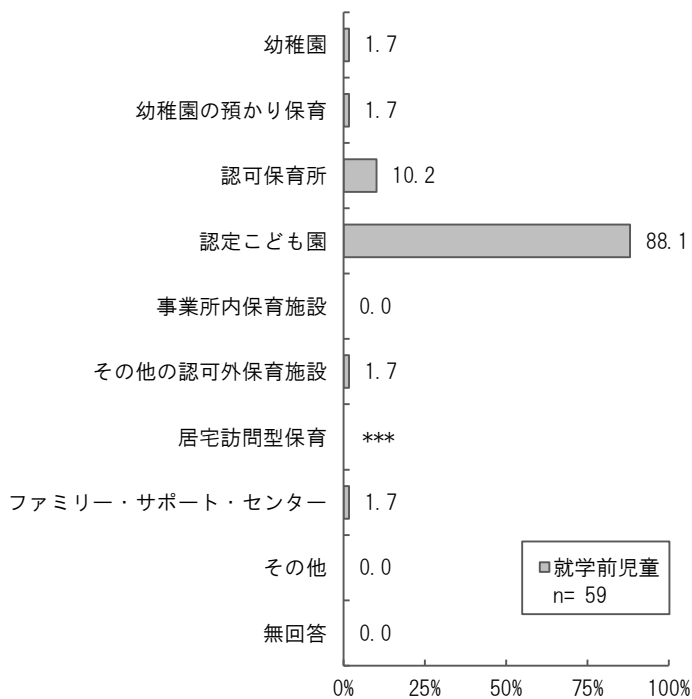
認定こども園などの定期的な教育・保育の事業を「利用している」割合は83.1%となっています。

利用中・利用希望いずれも「認定こども園」の割合が最も高くなっています。

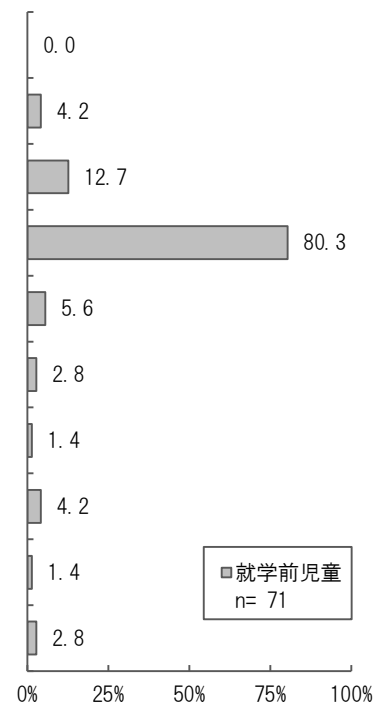
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況【就学前児童】



■ 利用している定期的な教育・保育事業 (複数回答)



■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業 (複数回答)



※認可保育所に該当する町内施設は、神杉保育園

※認定こども園に該当する町内施設は、平和こども園・平和こども園かぶと・光琳寺保育所

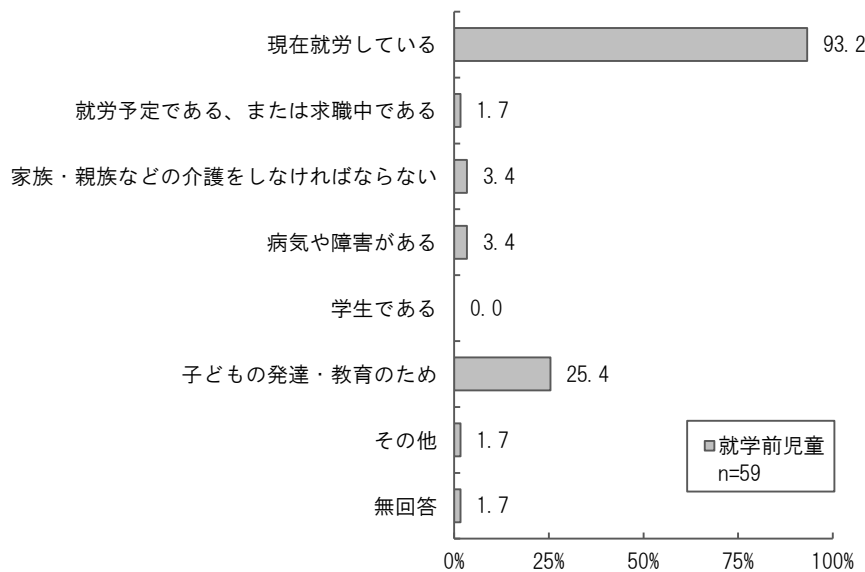


② 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

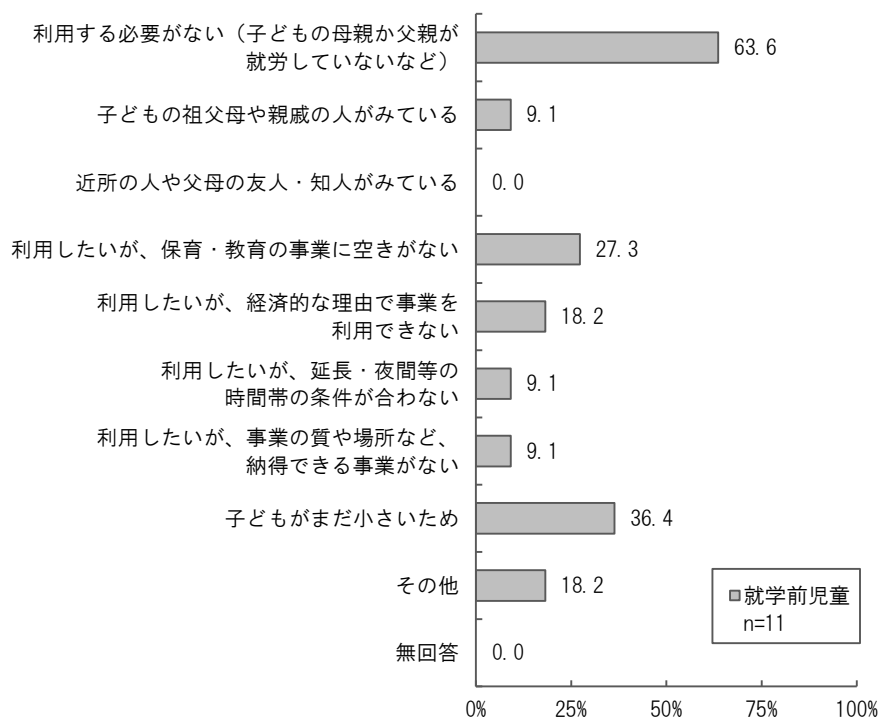
定期的な教育・保育事業を利用している理由として、「現在就労している」(93.2%)が最も高く、次いで「子どもの発達・教育のため」(25.4%)となっています。

一方、定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「利用する必要がない(子どもの母親か父親が就労していないなど)」(63.6%)が最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」(36.4%)となっています。

■ 定期的な教育・保育事業を利用している理由



■ 定期的な教育・保育事業を利用していない理由





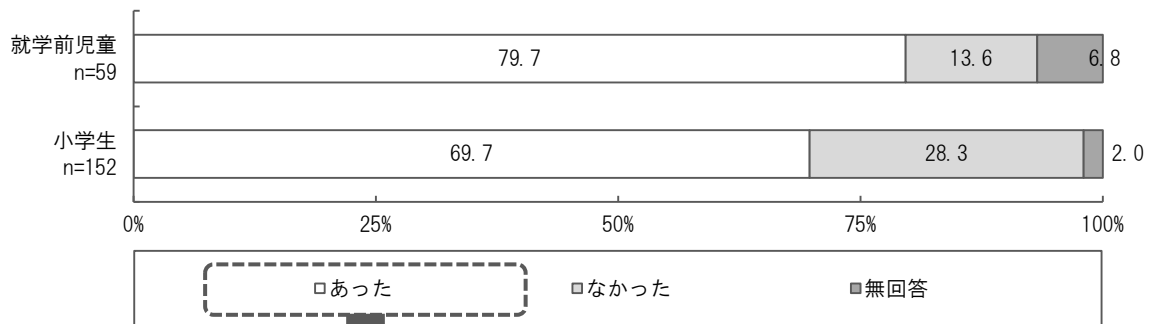
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

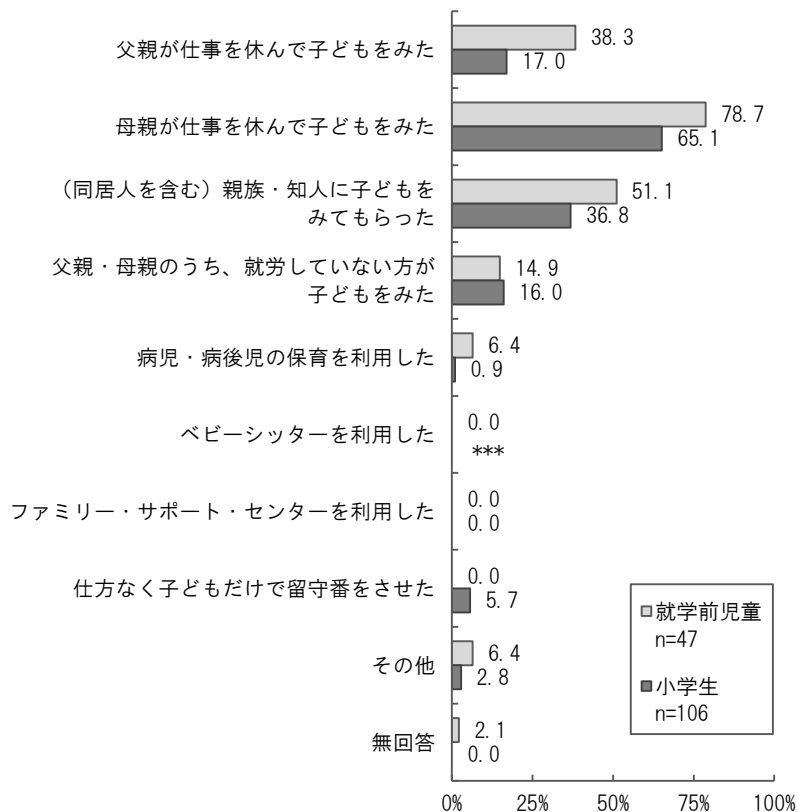
1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」割合は就学前児童79.7%、小学生69.7%となっています。

上記における対処方法として、就学前児童・小学生いずれも「母親が休んだ」割合が最も高く、次いで、「(同居人を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」となっています。

■ 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



■ 1年間の対処方法 (複数回答)

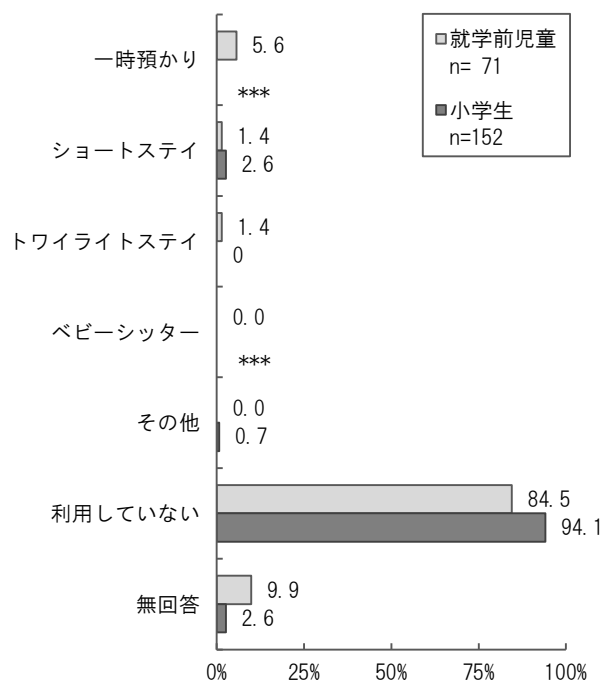




② 不定期的に利用している一時預かり事業等の利用

不定期的に利用している一時預かり事業等をみると、就学前児童・小学生いずれも「利用していない」割合が最も高くなっています。

■ 不定期的に利用している一時預かり事業等の状況





(5) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

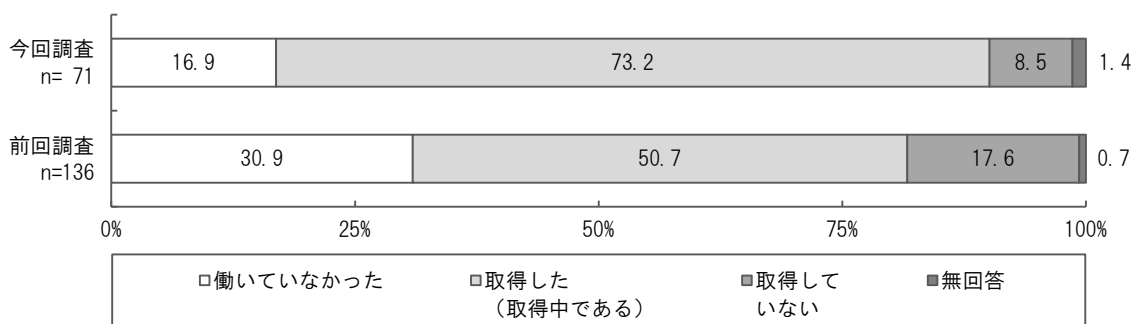
① 育児休業制度の利用状況

母親の育児休業制度の利用状況を見ると、「取得した（取得中である）」（73.2%）が最も高くなっています。

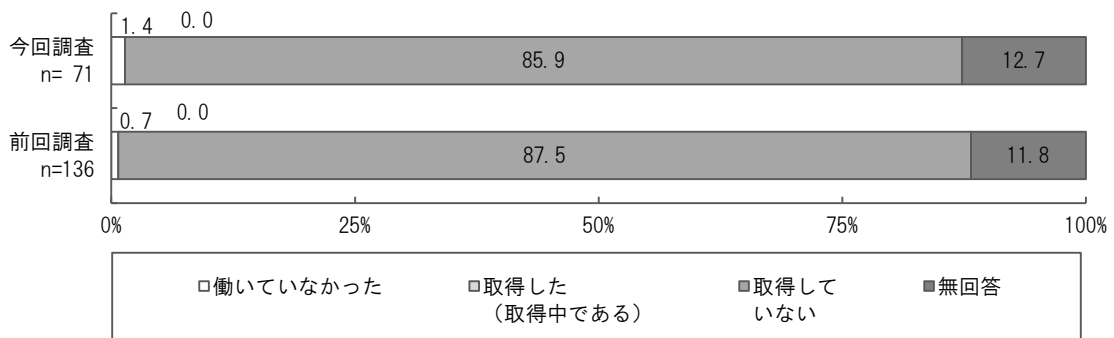
前回調査結果と比較すると、「取得した（取得中である）」が22.5ポイント増加しています。

父親については、育児休業制度の利用者はいない状況です。

■ 母親の育児休業制度の利用状況【就学前児童】



■ 父親の育児休業制度の利用状況【就学前児童】



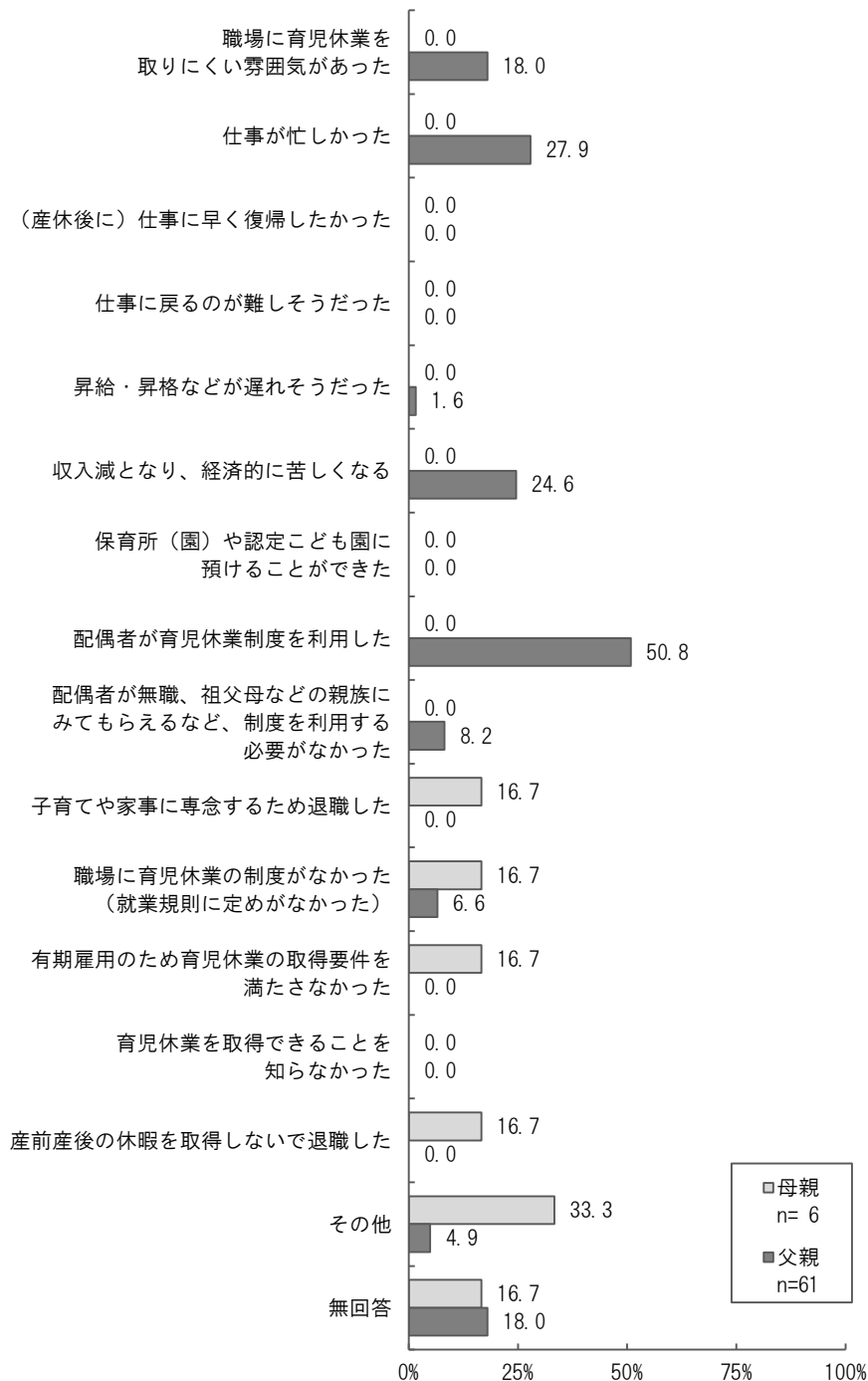


② 育児休業を取得していない理由

就学前児童の保護者が育児休業を取得していない理由として、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」「産前産後の休暇を取得しないで退職した」などを挙げています。

父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」（50.8%）が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」（27.9%）となっています。

■ 育児休業を取得していない理由【就学前児童】

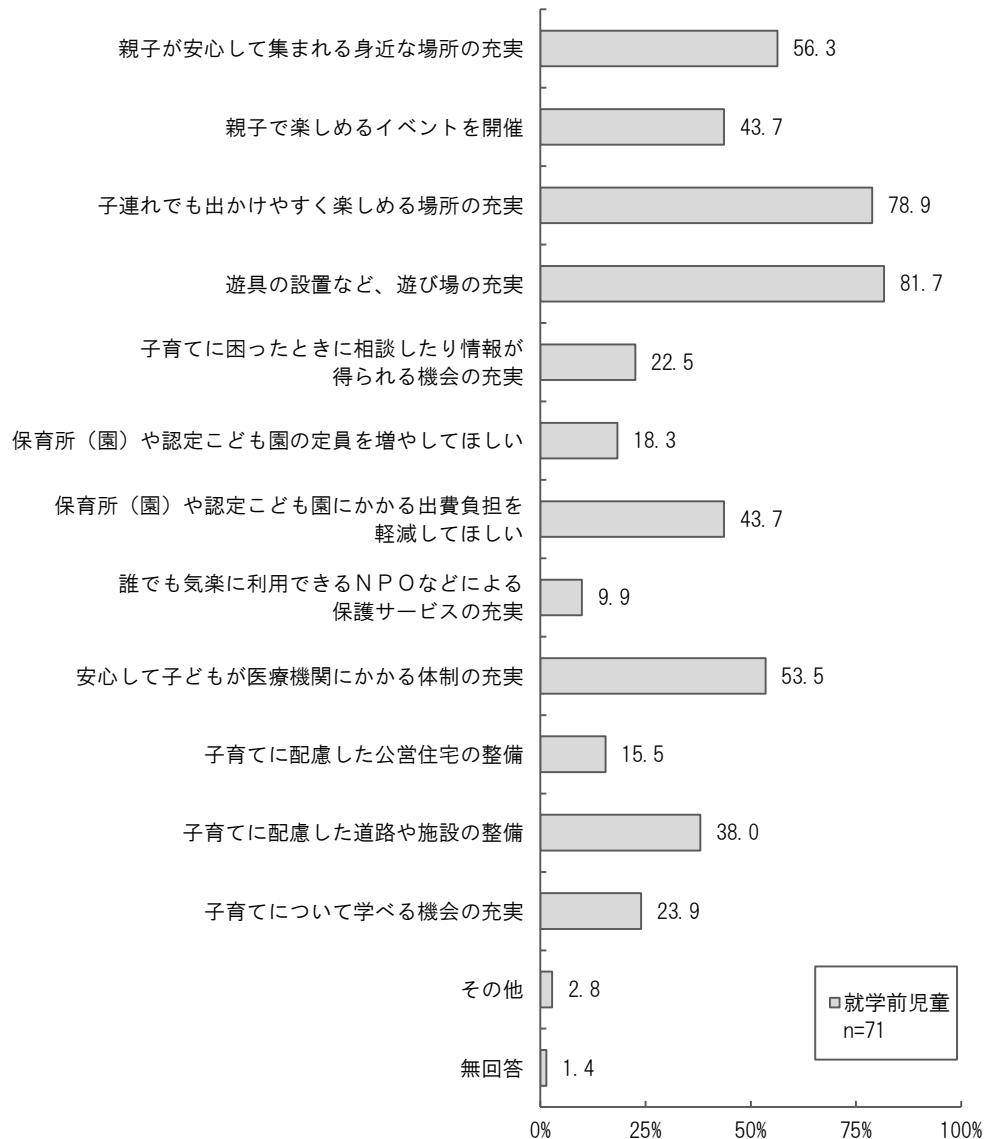




(6) 充実してほしい子育て支援施策について

就学前児童について、充実してほしい子育て支援策をみると、「遊具の設置など、遊び場の充実」(81.7%)が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」(78.9%)、「親子が安心して集まれる身近な場所の充実」(56.3%)となっています。

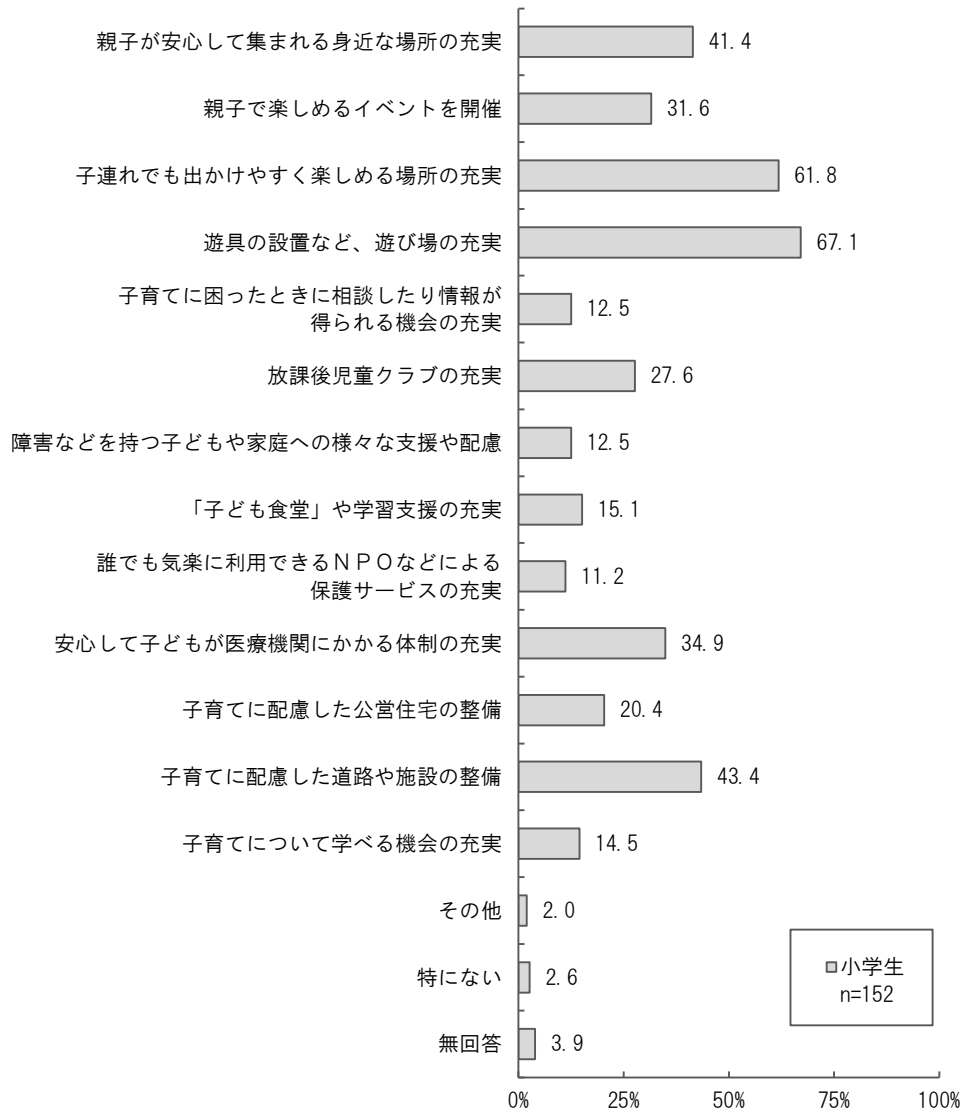
■ 充実してほしい子育て支援施策【就学前児童】





小学生について、充実してほしい子育て支援策をみると、「遊具の設置など、遊び場の充実」(67.1%)が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」(61.8%)、「子育てに配慮した道路や施設の整備」(43.4%)となっています。

■ 充実してほしい子育て支援施策【小学生】





4 第一期計画における施策の進捗評価

第一期計画は、7つの施策目標、40事業により構成されており、下表のような進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策目標	事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	評価できず
計画全体	40	6	8	19	4	3
地域における子育て支援	5	0	1	1	2	1
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	9	0	4	2	1	2
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	6	5	1	0	0	0
子育てを支援する生活環境の整備	5	0	1	4	0	0
職業生活と家庭生活との両立の推進等	3	0	0	2	1	0
子ども等の安全の確保	3	0	0	3	0	0
要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	9	1	1	7	0	0



5 本町における課題の整理

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果などから、本町における子育て支援に関する課題を以下のように整理しました。

課題1 安心して子どもが暮らせるまちづくりの推進

就学前児童の保護者が町に充実を求める子育て支援施策として、「遊具の設置など、遊び場の充実」や「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」を約8割が希望し、「親子が安心して集まれる身近な場所の充実」や「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」も5割を超えています。

親子で楽しめる場所や子どもの遊び場の充実、医療体制の充実など、子どもの健やかな成長に資する環境や体制の整備が求められています。

課題2 ニーズに対応した教育・保育の提供

18歳未満の子どもがいる世帯における核家族世帯の割合の上昇や母親の就労割合の上昇に加え、「働き方改革」などの国の取組により、就労形態の多様化や母親の就労割合のさらなる上昇が予測されます。

子育て環境が変化する中で、多様化する保護者のニーズに対応できる体制を検討していくことが求められます。

課題3 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない支援

子どもをみてもらえる親族・知人が「いない」と答えた就学前児童の保護者はいなかったものの、子育てに関して気軽に相談できる人が「いない」方はごく少数ですが、おられる状況です。

子育てに不安を抱える保護者に対して、切れ目のない支援を行い、様々な相談にきめ細かく対応できるよう、地域の子育て家庭に寄り添う形での事業展開が求められています。

課題4 配慮を必要とする子どもや家庭に対する支援

障害のある子どもへの支援やサービスの体制整備、児童虐待に関する問題など、子どもや家庭を取り巻く様々な課題に対して、子どもの最善の利益を最優先に支援の手を差し伸べる必要があります。



..... **第3章**

計画の基本的な考え方



.....



第3章 計画の基本的な考え方

1 4つの基本的視点

国から示された基本指針を踏まえて、本計画を策定するうえで基本となる視点を下記のように設定します。

①子ども目線を大切にす視点

- 子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が優先される配慮が必要
- 子どもの健やかな育ちを約束するには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を実施するとともに、安全に安心して活動できる環境が大切

②子育てが生きがいとなる環境をつくる視点

- 子育ては本来、親にとって大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みであることを再認識できる子育て支援であることが大切
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげ、保護者が楽しみながら心豊かに子どもと向き合える環境を整えることが重要

③仕事をしながら子育てができる環境をつくる視点

- 出産を伴う女性の就労継続や子育て期の男性の長時間労働など、子育て家庭に厳しい状況の中、働き方の見直しを進め、仕事と家庭の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を叶えるための取組として重要
- 仕事をしながら子育てをする家庭を積極的に支援するため、ニーズを的確に捉え、きめ細かな子育て支援策を展開する等、子育てと子育てを大切にする地域社会をつくり上げることが重要

④地域の子育て力を高める視点

- 子どもの健やかな成長を実現するという目的を社会全体で共有し、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、みんなで子どもを育て見守っていくという意識の醸成と、個々の役割を明確化することが大切
- 保育施設や学校、児童館や公民館、子育て支援センター、児童養護施設などの施設等の活用はもとより、様々な地域活動団体や民間事業者、主任児童委員・民生児童委員、地域への貢献を希望する高齢者等が、それぞれの役割を果たしながら連携・協働していくことが重要



2 基本理念

とうちゃん・かあちゃん・じいちゃん・ばあちゃん
皆で育てる 穴水大好きっ子

子ども一人ひとりが健やかに育ち、全ての親たちが子育てに喜びを見出すことができる社会を築いていくことが求められています。

全国的に核家族化が進む中、本町においては三世代同居が多く、ニーズ調査の結果を見ても、祖父母等の親族が日常的あるいは緊急時の子どもの預け先となっている方が多く、子どもにとっても保護者にとっても心強い支援者となっていることがわかります。

そこで、本町では親族だけでなく、地域のおじいちゃんやおばあちゃんも含めた地域住民みんなで、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えていきます。そして、穴水湾の波静かな入り江や緑豊かな里山などの恵まれた自然、郷土の歴史と文化に誇りと愛着をもった子どもたちをみんなで育てることを目指します。



3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように設定します。

基本目標1 全ての子どものための教育・保育環境の整備

全ての子どもと子育て中の保護者が必要とする適切な教育・保育の提供体制を整備し、質の高い教育・保育を安定的に提供します。

- ◇教育・保育サービスの充実
- ◇放課後児童対策の充実

基本目標2 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしている全ての人々が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守ることのできる様々な子育て支援の充実を推進します。また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

- ◇子育て支援のネットワークづくり
- ◇子どもの健全育成
- ◇世代間交流

基本目標3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、また全ての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

- ◇妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ◇学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ◇「食育」の推進
- ◇子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- ◇小児医療の充実



基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性や教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

- ◇次代の親の育成
- ◇子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ◇家庭や地域の教育力の向上
- ◇子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる生活空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

- ◇良好な居住環境の確保
- ◇安全な道路交通環境の整備
- ◇安心して外出できる環境の整備
- ◇安全・安心なまちづくりの推進

基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力し合いながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発活動を推進します。

- ◇仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ◇仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ◇結婚につながる支援の充実



基本目標7 子ども等の安全の確保

核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

また、インターネットを使った犯罪に子どもが巻き込まれる被害も見過ごせない状況にあります。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どものひとり歩きに不安を感じなくてもすむまちづくりに取り組みます。

◇子どもの交通安全を確保するための活動の推進

◇子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

◇被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

◇児童虐待防止対策の充実

◇ひとり親家庭等の自立支援の推進

◇障害児施策の充実

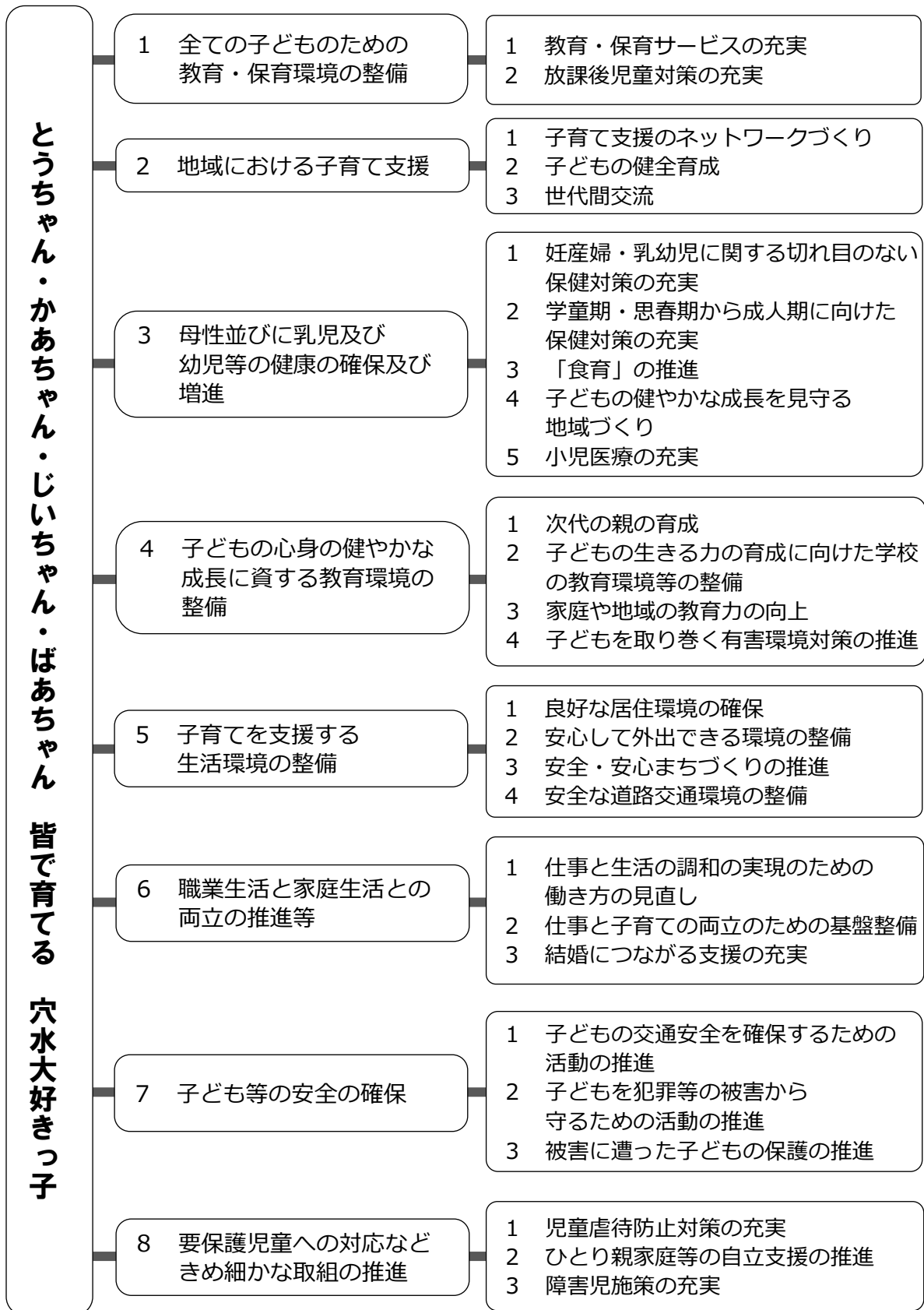


4 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《推進施策》





..... **第4章**



施策の展開





第4章 施策の展開

次世代育成支援法が平成 26（2014）年度末までの時限法として制定されましたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要であることから、平成 26（2014）年に法の改正が行われ法律の有効期限が 10 年間延長されました。そのため、第一期計画ではこれまで実施してきた次世代育成支援法に係る施策を見直し計画的に推進してきました。

本計画においても、総合的な少子化対策を推進する一環として、次世代育成支援法に係る施策を子ども・子育て支援事業との調和を図りながら、より効果的に推進できるよう評価し、基本目標に基づいた施策を展開します。



基本目標 1 全ての子どものための教育・保育環境の整備

推進施策 1 教育・保育サービスの充実

主な施策	
施策	内容
幼児期の教育・保育の充実	適正な入所定員の確保に努め、全ての児童ができる限り希望する教育・保育施設に入所できる体制を整備します。 また、子育て家庭が多様な就労形態に対応できるよう、サービスの充実を図ります。
保育教諭と保育士の合同研修に対する支援	子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭、保育士が教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。
質の高い教育・保育、地域の子育て支援の推進	発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援事業の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達と成長を保障します。 また、地域の教育・保育水準の維持・向上を図るため、町が定めた基準を満たすとともに、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質向上に努めます。
保育・教育機関との連携	認定こども園、保育所（園）と地域子ども・子育て支援事業を行う者が定期的に情報を共有できる連絡会を開催するとともに、協力体制を構築します。 また、子ども一人ひとりが遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるよう、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携・接続のための活動を充実します。

推進施策 2 放課後児童対策の充実

主な施策	
施策	内容
放課後児童対策の充実	保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、遊び場や生活の場を提供し、活動を通して健全な育成を図ります。



基本目標 2 地域における子育て支援

推進施策 1 子育て支援のネットワークづくり

主な施策

施策	内容
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。 また、祖父母等から家事や子育て等の支援を受けることで、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。
子育てガイドブックの作成・配布	各種の子育て支援サービス等が、地域住民に十分周知されるよう、子育てガイドブックの作成・配布等によって情報提供を行います。

推進施策 2 子どもの健全育成

主な施策

施策	内容
地域の方々の協力を得た安全・安心な居場所づくり	放課後や週末等の安全・安心な居場所づくりとして、公民館や学校の校庭、余裕教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動、地域住民との交流活動等ができる放課後子供教室の実施を検討します。また、放課後児童クラブを利用する子どもが放課後子供教室の活動に参加できるように検討します。
児童館の充実	児童館では、子どもたちが自発的に活動し、多様な体験ができるように活動内容を充実するとともに、子育て家庭が気楽に利用できる自由な交流の場として、親子のふれあいの機会を計画的に提供します。
児童委員等による協力支援	地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援のため児童委員と一体となって進めます。

推進施策 3 世代間交流

主な施策

施策	内容
世代間交流の促進	子どもたちと様々な世代の人の交流を推進し、自立心と社会性を育む取組を進めます。また、地域に受け継がれている伝統文化など社会的資源を活かした学びの場を提供し、子どもたちの健全な育成を図ります。



基本目標3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

推進施策1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

主な施策	
施策	内容
乳幼児健診、新生児訪問、保健指導等の充実	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。特に、乳幼児健診会場で育児不安等を示す母親に対して保健師・保育士による声かけを行い、育児支援のきっかけづくりや誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防のための啓発等にも取組を進めます。
妊娠期から継続した支援体制の整備	児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図ります。母子保健連絡会では、発達・発育遅滞、産後うつ、育児不安を持つ親等の事例検討会を実施し、関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。

推進施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

主な施策	
施策	内容
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めます。
健康に関する学習の機会や情報提供	思春期における心身の健康を向上するため、必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得ることができるよう、学童期・思春期の子どもを対象とした健康に関する学習の機会や情報提供を進めます。

推進施策3 「食育」の推進

主な施策	
施策	内容
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、家族がともに食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもの健全な食生活の確立を目指します。
食事づくり等の体験活動の推進	保健センター等の調理室等を活用し子ども参加型で食事づくり等の体験活動や親子でおやつ作りなどの活動を進めます。
食に関する学習の機会や情報提供	低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を一層図るために、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。



推進施策4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

主な施策

施策	内容
子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	乳幼児期、学童・思春期の子どもと母親の健康的なライフスタイルを見守り支えるため、地域・学校・企業等のネットワークづくりを進めます。

推進施策5 小児医療の充実

主な施策

施策	内容
小児医療の充実	小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、県や近隣市町、関係機関などと連携して小児医療や小児救急医療の体制づくりに努めます。



基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策 1 次代の親の育成

主な施策

施策	内容
次代の親の育成	中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を進めます。

推進施策 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

主な施策

施策	内容
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

推進施策 3 家庭や地域の教育力の向上

主な施策

施策	内容
豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実	教育の原点である家庭の教育力を高めるため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などを関係機関が連携して推進します。
地域の教育力の向上	子どもの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいきます。



推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

主な施策

施策	内容
子どもを守る推進体制の構築	子どもを取り巻く情報メディアに係る問題や注意事項等についての啓発、関係機関の協力により有害環境から子どもを守る推進体制を引き続き構築します。
携帯電話の利用の啓発	携帯電話の使用について、フィルタリングサービスの利用を普及促進するとともに、ネットいじめ・ネットトラブルなどの防止を啓発します。



基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策1 良好な居住環境の確保

主な施策

施策	内容
良好な居住環境の確保	子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。

推進施策2 安心して外出できる環境の整備

主な施策

施策	内容
公共施設等のバリアフリー化の推進	妊産婦、乳幼児連れの方など全ての人安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。
子育てにやさしいトイレ等の整備	公共施設のトイレに、ベビーベッド、ベビーチェアを設置し、子育て家庭が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

推進施策3 安全・安心まちづくりの推進

主な施策

施策	内容
安全・安心まちづくりの推進	既存及び新設の公園について、見通し、照明などに配慮した環境設計を行うとともに、通学路等に防犯カメラや防犯灯を設置するなど安全・安心のまちづくりを推進します。

推進施策4 安全な道路交通環境の整備

主な施策

施策	内容
安全な道路交通環境の整備	通学路の歩道整備などの安全確保について関係機関に要望します。

**基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進等****推進施策1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し****主な施策**

施策	内容
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	男女ともに仕事と育児・介護等を両立させながら働き続けることのできる環境を整備するため、育児・介護休業法の周知とともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、労働者や事業主等に関係機関で発行する情報紙やパンフレット等を活用した情報提供や啓発活動を積極的に進めます。

推進施策2 仕事と子育ての両立のための基盤整備**主な施策**

施策	内容
仕事と子育ての両立のための基盤整備	保護者の多様な働き方に対応できるよう、認定こども園や保育所での保育や、放課後児童健全育成事業（学童保育）、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

推進施策3 結婚につながる支援の充実**主な施策**

施策	内容
結婚につながる支援の充実	結婚を望む未婚男女の出会いの場の創出や定期的な結婚に関する相談活動の実施などについて、協力・推進を図ります。



基本目標 7 子ども等の安全の確保

推進施策 1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

主な施策

施策	内容
子どもの交通安全を確保するための活動の推進	通学路の歩道整備などの安全確保について関係機関に要望します。

推進施策 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

主な施策

施策	内容
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	防犯等に関する情報の提供や防犯協会を中心とした情報交換体制を充実するとともに、保護者による通学路パトロール活動を支援します。

推進施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進

主な施策

施策	内容
被害に遭った子どもの保護の推進	子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

**基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進****推進施策1 児童虐待防止対策の充実**

主な施策	
施策	内容
子どもの権利に関する意識の向上	町民が子どもの権利を尊重した関わり方や意識を持つことができるように、様々な機会を捉えた啓発活動を行い、意識の向上を図ります。
要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。また、協議会の存在をPRし、情報収集活動へ繋げるとともに、児童虐待防止への啓発を図ります。
児童虐待の発生予防、早期発見、早期対策等	家庭訪問事業や乳幼児健康診査事業を通して、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待が懸念されるケースに関しては関係機関との同行訪問や継続訪問を実施します。

推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

主な施策	
施策	内容
福祉サービス等の利用に際しての配慮	ひとり親家庭については、子育てと就業を両立させることができるよう、保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。
就労支援・生活支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、福祉事務所との協働により就業に向けた能力開発や技術取得を支援するとともに、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合には家庭生活支援員を派遣します。
経済的支援の充実	子育てに係る経済的な負担を軽減するため、保育料の減免、放課後児童クラブ利用支援や医療費を助成します。

推進施策3 障害児施策の充実

主な施策	
施策	内容
保健、医療、福祉、教育等の連携した一貫的、総合的な取組の推進	保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。
発達障害に関する適切な情報の周知	発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報を提供するとともに、家族が適切な子育てを行えるよう支援します。
小学校、認定こども園等への障害児の受入体制の充実	障害のある子どもの個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援します。

..... **第5章**

子ども・子育て支援事業の展開





第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本計画では、本町が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」「確保の方策」を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

そのため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、本町では「町全域」を1つとして提供区域を設定します。

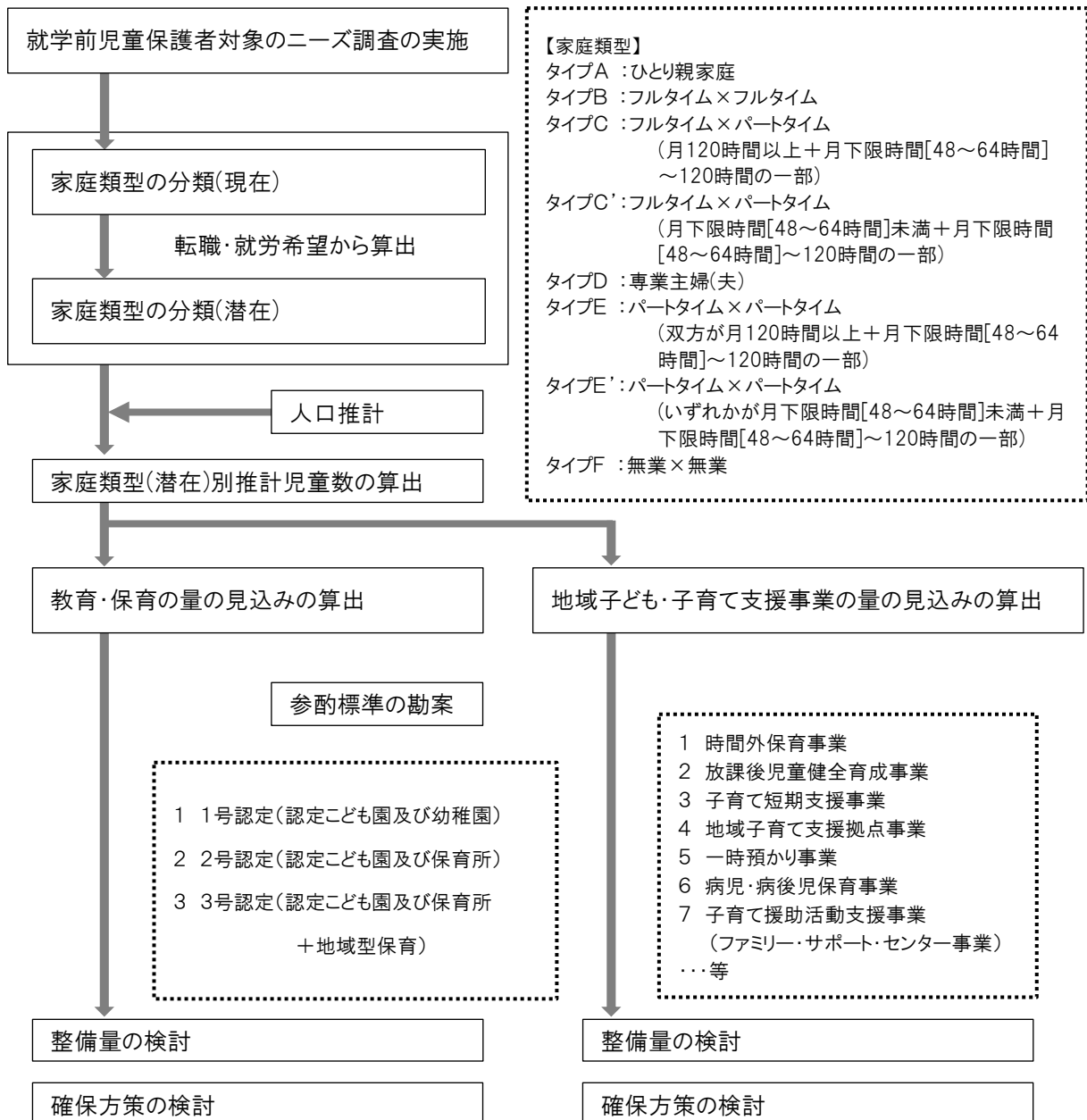
ただし、「放課後児童健全育成事業」については、町内に2つある小学校区を中心に施設・サービスが整備されていることから、「小学校区」を提供区域とします。



2 ニーズ量推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	3	3	3	3	3
1号認定	3	3	3	3	3
2号認定（教育ニーズ）	0	0	0	0	0
②確保の状況	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
上記以外	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	12	12	12	12	12

確保方策

- ・町内の認定こども園3か所で対応します。
（平和こども園・平和こども園かぶと・光琳寺保育所）



(2) 保育施設（認可保育所・認定こども園）

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

■ 保育施設（認可保育所・認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	170	171	164	159	153
2号認定（保育ニーズ）	97	101	96	94	90
3号認定	73	70	68	65	63
0歳	19	18	18	17	17
1・2歳	54	52	50	48	46
②確保の状況	170	171	170	160	160
特定教育・保育施設	170	171	170	160	160
上記以外	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	6	1	7

確保方策

- ・町内の認定こども園3か所、保育所1か所に対応します。
（平和こども園・平和こども園かぶと・光琳寺保育所・神杉保育園）



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	0	2	2	2	2
②確保の状況	0	2	2	2	2
基本型・特定型	0	1	1	1	1
母子保健型	0	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・令和3年度より、子育て世代包括支援センターで事業の実施を進めます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	52	52	50	48	47
②確保の状況	52	52	50	48	47
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・町内の認定こども園で対応します。
(平和こども園)



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値（町全域）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）
①量の見込み	88	88	91	93	93
1年生	24	30	35	32	33
2年生	32	24	30	32	29
3年生	27	29	20	25	27
4年生	5	4	4	4	3
5年生	0	1	1	0	1
6年生	0	0	0	0	0
②確保の状況	90	90	90	93	95
乖離（②－①）	2	2	0	0	2

【小学校区別】

単位：人

推計値（穴水）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）
①量の見込み	70	70	70	73	75
1年生	19	23	28	28	30
2年生	28	19	23	25	25
3年生	21	25	15	18	20
4年生	2	2	3	2	0
5年生	0	1	1	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保の状況	70	70	70	73	75
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

単位：人

推計値（向洋）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）
①量の見込み	18	18	20	20	18
1年生	5	7	7	4	3
2年生	4	5	7	7	4
3年生	6	4	5	7	7
4年生	3	2	1	2	3
5年生	0	0	0	0	1
6年生	0	0	0	0	0
②確保の状況	20	20	20	20	20
乖離（②－①）	2	2	0	0	2



確保方策

- ・穴水小校区：「K I D' S夢工房」と「おひさまくらぶ」で対応します。
- ・向洋小校区：「こようくらぶ」で対応します。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・町では本事業について、あすなろ学園に委託しています。

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	0	2,160	2,160	2,160	2,160
②確保の状況	0	2,160	2,160	2,160	2,160
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・令和3年度より、子育て世代包括支援センターで事業の実施を進めます。



(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・町内には、幼稚園がないため、幼稚園児のニーズはありません。

② 幼稚園在園児を対象とした一時預かり以外

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	762	762	730	706	682
②確保の状況	762	762	730	706	682
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・町内の認定こども園で対応します。
(平和こども園・平和こども園かぶと・光琳寺保育所)
- ・令和3年度より、子育て世代包括支援センターでも対応します。



(7) 病児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育等する事業です。

■ 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	10	17	17	16	16
②確保の状況	10	20	20	20	20
乖離(②-①)	0	3	3	4	4

確保方策

- ・公立穴水総合病院で対応します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

生後2ヶ月から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	0	0	0	0	0
小学校低学年	0	0	0	0	0
小学校高学年	0	0	0	0	0
②確保の状況	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	1	1	1	1	1

確保方策

- ・穴水町ファミリー・サポート・センターで対応します。



(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担を軽くし安心して妊娠・出産ができるように、17回の妊婦一般健診について助成を行っています。

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	29	27	27	25	25
②確保の状況	29	27	27	25	25
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・県内の産婦人科の病院または診療所及び助産所（助産所は2、3、4、6、7、9、12、13、14回目のみ）で受診できる体制を維持します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行います。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	29	27	27	25	25
②確保の状況	29	27	27	25	25
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・いきいき健康課で対応します。



(11) 養育支援訪問事業

健診後の経過観察児の家庭状況把握と養育相談を随時実施する「経過観察児訪問」と、虐待予防の観点から早期支援と再発予防のための個別相談を行う「虐待予防訪問」を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の状況	20	20	20	20	20
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

- ・いきいき健康課及び関係機関が連携して対応します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策


- ・現在、町内において対象となる世帯はありませんが、今後は各世帯の状況を勘案して対応します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

- ・現在、町内に対象となる事業者はありません。今後の状況に応じて対応します。



..... **第6章**

計画の推進・評価体制



.....



第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本町における子ども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられています。

自治会町内会、民生委員・児童委員、青少年育成員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。

計画の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、社会におけるあらゆる担い手に、子ども・子育て支援を自らの課題としてとらえて取組を進めていただけるよう、町民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進していきます。

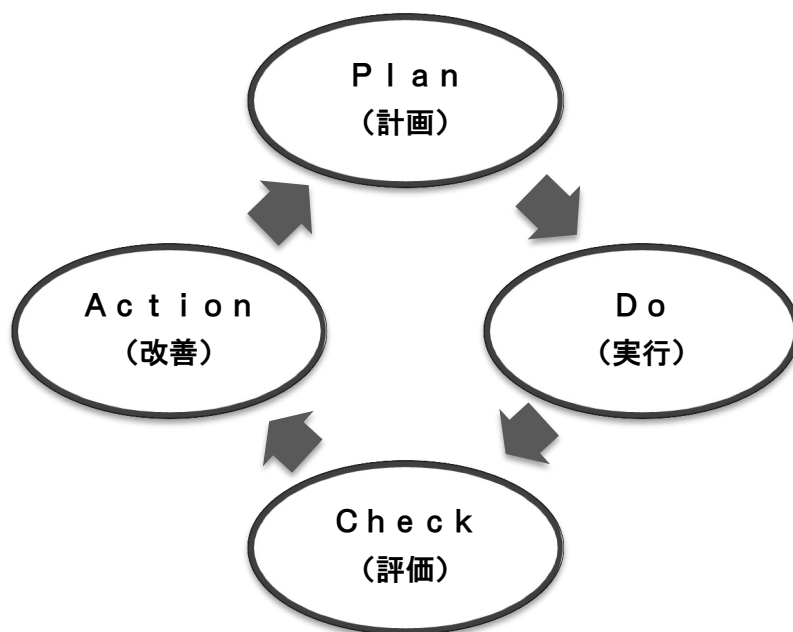
2 計画の周知

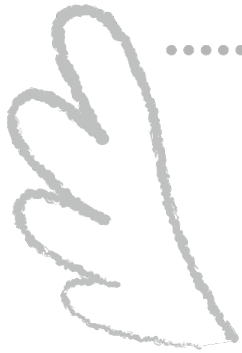
本計画の内容を町内の多様な施設・サービス等の情報を広報媒体やインターネットなどを通じて、地域や関係機関等への周知を図り、子育て支援に対する意識の高揚に努めます。

3 計画の評価と進行管理

本計画の実施状況については、毎年穴水町子育て支援会議に報告し、実施状況を審議し、次年度以降の施策の改善につなげていきます。

点検・評価にあたっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に基づき、点検・評価を行います。





資 料 編





資料編

1 穴水町子育て支援会議設置要綱

平成 31 年 4 月 1 日 改正

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、穴水町子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について審査・審議する。

- (1) 穴水町子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること

(組織)

第 3 条 会議の委員は、別表に掲げる者の中から町長が委嘱する。

2 会議の委員は 13 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 7 条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は



説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	委 員
子どもの保護者	保護者代表
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	保育所長
	小学校長
	児童館館長
	放課後児童クラブ所長
	児童福祉施設長
子ども・子育て支援に関する学識経験のあるもの	学識経験者
	社会福祉協議会
	主任児童委員
その他町長が必要と認める者	



2 穴水町子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
子どもの保護者	中山 晃次	
子ども・子育て 支援に関する 事業に従事する者	日吉 輝幸	副委員長
	長谷川 遼磨	
	小林 由子	
	真智 富子	
	村中 和彦	
	松田 栄四郎	
	泊 一夫	
	角間 邦夫	
子ども・子育て 支援に関する 学識経験のある もの	大間 順子	
	大島 秀文	委員長
	小川 奈美	
	嶋谷 和代	



3 計画策定経過

日 時	協議の内容等
令和元年9月20日 (第1回)	令和元年度年第1回子育て支援会議 (1) 穴水町子ども・子育て支援事業計画の概要について (2) 幼児教育・保育の無償化について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
令和元年11月27日 (第2回)	令和元年度年第2回子育て支援会議 (1) 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価について (2) 第二期子ども・子育て支援事業計画(素案)について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
令和2年1月10日 (第3回)	令和元年度年第3回子育て支援会議 (1) 第二期子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 第一期子ども・子育て支援事業計画における施策の進捗評価について (3) その他
令和2年1月17日 ～2月10日	パブリックコメントの実施
令和2年2月28日 (第4回)	令和元年度年第4回子育て支援会議 (1) 第二期子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 子ども・子育て支援事業計画案へのご意見募集(パブリックコメント)の結果について (3) その他



第二期
穴水町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2（2020）年3月

発行者 穴水町 住民福祉課

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島うの174番地

TEL 0768-52-0300 FAX 0768-52-1196

URL [http:// www.town.anamizu.ishikawa.jp/](http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/)

